

324
442

6 7 8 9¹⁸ 50 1 2 3 4 5 6 7 8 9¹⁸ 6

始



261-24

氏神と氏子

大正
4.4.16
内交

熱田神宮宮司正五位勲六等岡部謙先生「氏神ト氏子」題詠



東京
大正十二年
秋月
日

熱田神宮宮司正五位勲六等岡部讓先生、氏神ト氏子、題詠

伏見
山中

伏見
山中

伏見
山中

伏見
山中



游
山

游
山

丁
未

卯

庚
寅



序

氏神と氏子とは其名の如く祖孫親子の關係にして
永久に密接の交渉を存するものなり然るに方今氏
子の人々氏神の何たるを知らず敬神の念漸く薄く
妄りに外來の教を奉じ之を以て祖先以來の信仰と
誤解するもの多しこれ甚だ國家の爲め憂ふべき事
なり

鈴木君夙に國學を修め古道に明なり常に其發揚に
努め數種の編著あり本書亦其一に屬す之を通覽す
るに能く氏子の氏神に事ふる方法を明にして頗る

肯綮に中るものあるを見る眞に氏子必讀の書と謂ふべし

頃日鈴本君予を訪うて本書の序を徵す仍て一言所見を記する事爾り

法學博士 廣池千九郎

自序

光仁天皇の勅に、「神祇ヲ祭祀スルハ國ノ大典ナリ若シ誠敬セザレバ何ヲ以テカ福ヲ致サン」と宣せ給へり。恐けれども神祇は、皇室の御祖先にして、又吾々國民の御祖先なるを以て、上天皇を始め奉り、下吾々蒼生に至るまで、悉く神裔なり、故に神祇を祭祀するの禮は、報本反始の誠敬を致すものにして、國民道義の大本、彝倫の標準なりとす。然れば我國のこと、先づ神事を以て、第一とせられたるは云ふまでもなく、朝野群載にも、我朝ハ神國ナリ、敬神ヲ以テ先トナスペク、如在ヲ以テ禮トナスペ

シと記され、又右大臣蘇我ノ石川磨が、大化改新の勅答に先以テ神祇ヲ祭鎮メテ、然シテ後ニ、應ニ政事ヲ議スベシ」と、奏上せられたるが如き、其他天皇の御宸記は、申すも更なり、法制歌文の如きものに至るまで、皆敬神の條を、先頭第一に掲出せられたり。抑我國家の大基は、悉く神祇の開始に起り、天地創世、萬物造化、一も其の組織、經綸の餘澤に因らざるものなし。是を以て我が國は、君臣上下一致して、神祇を崇敬し、祖宗墳墓の地を、守護する所以なり。

恐れども天皇は、皇祖天神に代りて、吾々國民を愛撫し、又吾々を代表して、神祇を御敬祭遊ばさるゝは、

一に國家の安泰を圖り、吾々臣民の無事幸福を祈ら
せ給ふ仁慈の大御心に外ならざれば、此の忝なき叡慮を、造次顛沛にも忘るべからざることなり。然るに近時、物質的文明の漸進に伴ない、我國固有の一大精神性、即ち金匱無缺なる我國の念慮の著るしく萎靡衰頽せる
敬神尊皇忠君愛國の念慮の著るしく萎靡衰頽せる
は、實に慨嘆の至りに堪へざるなり。是れ予輩の淺學にして、諸士に懇ふる所以なり。

寡聞を省みず、本書を編纂し、以て氏神と氏子と題名本書は前後の二篇に分ち、前篇は氏神と氏子との關係及び國民の本分の事、後篇は神祇崇敬の心得、諸祭

凡例

一本書前篇には、氏神と氏子との關係より、祖先敬祭の忽にすべからざること。國家皇室に對する臣民の本分等を、極めて卑近の例を引きて之を解述し、後篇には、神祇拜禮の心得より、公式祭並に諸祭の別及び大祓詞を以てしたり。

一本書編輯に就ては、力めて一般的ならむことを欲して、執筆せしと雖も、言往々一郷一村のことにして、偏見に傾ける所も亦少しとせず。此は

の由來を解き、別に附錄として、神名靈魂等の解説、並に大祓詞を載せたり。而して本書は、予が平生講述の大漏の廉少からず、殊に出版を急ぎ、先輩の校閱を経ずして、妄りに上梓したれば、杜撰の箇所も亦多大なりしが、此度再版するに當り補修訂正せりされど尙錯概を加ふることとなすべし。茲に本書編纂に關する梗概を述べ以て序となす。

大正四乙卯三月

編者 鈴木武一 識す

平素予が神祇に奉事せるの故を以て、郷土及び氏子との關係上、止を得ざるに出でしものなり。
一本書幸に世の高評を博し、初版は一部を餘さず、茲に再版の企圖を得たるは、著者の尤も光榮とする所なり、初版は草卒の際、甚杜撰の嫌ありしが、今回訂正増補頗る意を用ひたるものあり、特に先輩諸氏よりの注意を忝うしたるを深謝す。

大正四年三月

著者誌

訂改氏神と氏子目次

前篇

第一章 氏神の意義	三
第二章 國家宗祀の意義	六
第三章 神國の意義	一〇
第四章 祭祀の種類	一二
第五章 忠孝一本	一四
第六章 神の意義	一四
第七章 氏子の心得	二六
第八章 國體の歌	三〇
御例祭	三九
第一回 神拜の心得	四〇
第二回 神每朝氏神を拜禮すべきこと	四〇
第三回 神拜の次第	四二
第四回 諸玉串奉奠の由來	四二
第五回 御例祭の由來	四二

四方拜	四四
元始祭	四六
孝明天皇祭	四八
新年祭	四五
紀元節	五三
春秋二季の皇靈祭並に神殿祭	五四
神武天皇祭	五七
孟夏季秋の神衣祭	五九
大祓の神事	六一
明治天皇祭	六四
天長節	六八
神嘗祭	七一
新嘗祭	七四
(大嘗祭)	一
初午祭神御來歷	七九
神名靈魂並に妖鬼等の解説	一
禊祓の詞、大祓詞	(折本)
終	一

神 拜 唱 歌 地久節の譜 三山神社宮司宮澤春文詠

一 豊葦原は天津日の い照らす影は隅なくて
仰がぬ國もなきまゝに 日の本とこそいひにけれ

二 天皇は天照らす 神の日嗣をうけまして
大和の國をしらせこそ 瑞穂の國におひたてる

瑞穂の國におひたてる
現津御神とたゞへけれ

三 青人草と名に負ひて 現津御神とあれませる
よろづの民を大君は 公民とのらしきり

生れし事を忘れずて
現津御神とあれませる

八千代と祈る産土の
後の世かけて守りませ

四 神の御國に御民われ 永久に動がぬ日の本に
我が大君の大御代を 神に誓をかけまくも

宮内省掌典宮地嚴夫詠

神は天地の
任かせ給はぬ
世界に君は
我が天皇の
日々に開けて
國土は神の
人には君臣
五つの序
其のみなかみを
幾億萬の
四海兄弟
忘れず
草人
定父
父子
夫婦
進人
外國
に多
けられ
しなど
にため
べくとも
神の定めし
仰げやあふげ
造り給ひし
つくせや盡せ
神のなれば
すめろきを
齋けやいつけ
その神を
宰にて
ものぞ無き
主神にて
世は皆神の
みこゝろに
その神を

皆那岐那美の
兄弟朋友
守れやまもれ
むつべや睦べ
明らかに
人のみち
はらからを
神の
はらからを
大君
は
神の定めし
仰げやあふげ
造り給ひし
つくせや盡せ
神のなれば
すめろきを
齋けやいつけ
その神を
宰にて
ものぞ無き
主神にて
世は皆神の
みこゝろに
その神を

訂改氏神と氏子

前篇

第一章 氏神の意義

鈴木武一編纂

吾々の安全に住居する、此の日本國は、
神々が御創造なされし國なれば、其本を忘れぬ爲めに、常に御神恩に報せ
ざるべからず、取分け氏神様は、氏の祖神なれば、一層敬虔の念を以て、
日常の御神恩を感謝し奉るべし。氏神と氏子との關係は、實に親子の間柄
なり、親として子の不幸を見て、悲まさるはなかるべく、又幸福を見て、又不幸を見て
喜はざるものもなかるべし。子として親の幸福を見て喜び、又不幸を見て

氏神と氏子の關係

國家創造

氏子と民關係の本分

氏神と氏子の關係

悲まさるものもなかるべし。されば何事によらず常より異りたることあれ
ば、之を御先祖の氏神様や產土神様に、御奉告申し、現在は元より將來の
氏神も區別なし

氏神も區

安全幸福を祈奉るべきことなり。

氏神も產土神も、今は同様に稱へ居れど、之を區別すれば、氏神は氏の祖
神にて、產土神は、自身の生れし土地の神なれば、氏神も產土神も、結局
は同じ意味なれば、縱令他所へ轉居して一家を成せるものと雖も、我生れ
し故郷の、產土神の御恩を思ひて、常に遙拜を怠らざるは勿論、例祭又は
由緒ある祭日などを、能く覚え置きて、參拜すべし。其所より遠く隔れる
か、又は所用ありて、當日故郷に歸り難き場合には、生家などへ消息をな
し、產土神社へ報告の取次を、依頼して、報恩の誠を、忘れざるやうつと
むべきことなり。

氏神とは、内の神と云ふ義にて、氏子とは、内の子と云ふ義なり。又氏
神を、宇夫須那神とも申せるは、產土の神の義にて、今は通じて、何れ

にも申せるは、上の如し。

親と云ふは、吾を生みたる、兩親を始めて、祖父母、父母より、幾代さ
きの、遠祖にても云へり。又子と云ふも、吾が生みたる子は元より、孫
より幾代の末をも子と云ふ。之れ我國の古道の正しきが故にて、我を生
成たる、親より親と遡りて、昔の先祖を稽ふれば、其大本の先祖は、必
ず神等に、止まり坐せるなり。

凡そ人間には、君臣の義、父子の親、夫婦の別、長幼の序、朋友の信と云
ふ五常の道がある、之れは人として必ず踏んで行かねばならぬ大道である。
此の五つのものを推論すれば結局忠孝となる。而して忠孝は其の本源を祖
先崇敬より發するのである。

本居宣長翁の歌に
代々の祖の御蔭忘るな
代々の祖は己が氏神己が家の神

國家の宗
祀

父母はわが家の神我が神と
心つくしていつけ人の子

伊勢の兩大神宮を始め奉り、全國大小の神社は、悉く國家の宗祀なれど、伊勢の大神宮は、皇室の氏神に坐し、恐けれど、又吾々國民の大氏神と、申上ぐるを得べし。全國有數の神社中、氏神と氏子との關係を有せざる社はなき筈なるも、吾人と尤も深き關係を有するものは、府縣郷村の氏神社に若くものなし、故に氏神社の盛衰は、一郷一村は勿論、之を大にしては、實に國家の盛衰にも關するなり。一郷一村に氏神社のあるは、恰も人に精腦ありて、始めて手足其の活用をなすものと同じく、人は腦力の消長によりて、一身の健否をなし、國家も亦、氏神社の盛衰によりて、其の強弱に大關係を有すること、古來歴史の證明して餘りある處なり。

第二章 國家宗祀の意義

宗祀の意
義

國家の宗祀とは、其本に報ゆる爲め、國家皇室は勿論、國民全體の祭祀する神社を云ふ。但し伊勢の兩大神宮を始め、賢所、皇靈殿及び官國幣社は、國家皇室が直接に之を祭り、府縣郷村社は吾々府縣郷村の氏子が、直接に之を祭るなり。然れども、等しく之れ國家の宗祀にして、只直接と間接の差あるのみなり。

祖先を敬ひ尊ぶは、禮儀に於て最も先にせざるべからざるなり。就中我國の如く祖先を敬祭するを以て政治の本源、立國の基礎とする國に於ては、特に此の觀念を教養せざるべからず。

忌部廣成翁が、五十一代平城天皇の御間に答奉れる奏文即ち古語拾遺に上略然即天照大神者惟祖惟宗尊無二一自餘諸神者。乃子乃臣孰能敢抗。而今神祇官班幣之日諸神之後叙伊勢神宮所遣一也。と云へり。こは天照大神は天皇の御祖宗にましませば。尊きこと此上なく、其他の神は子孫の神にあらざれば。臣下の神々ゆゑ、孰れの神と申せども、御同様に比

天照大神
は無上尊
貴の神に在
すなり

忌部廣成

翁の奏文

祖先敬祭
は政治の
本源なり

天照大神

べ奉ることは出來ざるなり。然るに神祇官よりは諸社に幣帛を班ち給ふの日、伊勢神宮を後にせらるゝは甚だ遺憾なりとの意なり。尊嚴無二なりしことはこの言にも深く思ひ知らる。八十四代順徳天皇の、御親から記させ給ひて、禁祕御鈔とも、建曆御記とも、題け給へる、御典の開卷第一に。
凡禁中作法。先神事後他事。旦暮敬神之叡慮無懈怠白地以神宮並内侍所方不爲御迹萬物隨出來必先被奉之。云々と記させ給へり。此の御文の意は、すべて宮中の御作法の甚と多きが中に、何事よりも先づ神事を第一と成し給ひ、夫より後に他事を行ひ給ひ、旦暮には天神地祇を御崇敬ある所(賢所の御事にて宮中にも伊勢の大御神)の御方をば、御後(御殿あるも御足なし)となし給はず、又何に依らず、萬物の出来るに隨ふて、其の御初穂をば、供進らるとなり、又明治天皇の御製に

とこしへに民やすかれといのるなる

我世を守れ伊勢の大神

ためしなく開けゆく世を見ることも

みちびく神のあればなりけり

と遊ばされたり。歷代天皇の大御祖神を、御崇敬遊ばす御ありさまは、誠に辱き次第にて其は天皇御一人の、御敬事のみにはあらで、天下に有ゆる人民を、無事平穩に在らしめたしと、思召す大御心より、かくなし給ふ御事なれば、國民たるものは、此の叡慮を思奉りて、ゆめく敬神の道を怠るまじき事なり。

神宮並に内侍所の方を以て、御迹と爲し給はずとあるによりて、熟思ふに、明治天皇を、伏見桃山陵に、葬奉れる御時に、大御頭を東方になし給へる由、拜聞せるが、是れ東に、伊勢神宮並に内侍所(賢所)の鎮坐せば、御足を向け給はざる御旨にて、御歷代の天皇も、必ず皆かく在せ給ひして、
 と、拜察し奉らる。

九

第三章 祭政一致の由來

祖神敬祭
は我國の
風儀なり

太古以來、我國の風儀は、至誠以て祖神に親侍するに始まり、凡そ諸般のこと、皆神祭より出づ、之れ實に我國體の根源にて、歷代天皇は、皇祖皇宗の御遺業として、苟且にも之を粗略になし給はず、凡そ事あれば、必ず先づ祖宗神祇に、御奉告あらせられ、之を以て常に御政事の大本となし給ふ。是れ即ち祭政一致にして、天皇の天下に君臨し給ひ、神祇を御崇祭遊ばさるゝは、一に吾々國民の、無事幸福を御祈請あらせ給ふ、至仁至愛の大御心に外ならず、苟も、わが國民たるもの此有がたき思召を、知らずして可ならむや。

祭政一致とは、氏の大長者(天皇)が國民全體の氏子を統率して、皇祖並天神地祇を御祭祀あらせられたるなり。是れ即ち天皇が祖宗神祇と、萬民との中間に御立ち遊ばされて、下吾々國民を代表して、天神地祇を御

崇祭あり、また上皇祖天神に代りて、國民を愛撫し、政事を行はせ給ふも、一に國家を安泰に治め玉ふ、大御心に外ならざるなり。さて此の祖宗神祇に對し奉る祭事も、下萬民を治め玉ふ政事も、共にマツリゴトと訓めるは、何を於きても、先づ第一に、神祇を御敬祭遊ばすを以て、御政治の大本となし給ふ故なり。故に祭政は一途にして、二つに見るべきものたらざる證據なり。

下りては氏の長者が(氏の中の宗長として常に同族を率ゐて朝家に奉仕し祖神の祭祀及び氏人の敍爵を掌る)神主となり、氏子を率ゐて祖先の神を祭る。故に萬政の本は神祭より起りし事を知るべし。さて重大なる御祭典は、決して之を臣下に委ね給はず、天皇御親祭あそばば、恐けれども、天皇は大神主と申奉ることを得るなり。猶國民全體は悉く神々の子孫なれば、祖先を奉祭する氏子は、廣き意味より言へば、皆神主とも言はる。然るに氏子の諸人は、平常官公吏、又は農商工など、夫々

祭政一致
の意義

天皇御親
祭

國民は皆
神主なり

の職分を有するがゆゑに、祭典長なる神職を特選して、神明に奉事するの

任を委ねるなり。

平田篤胤翁の歌に

いざ子どもさかしやめて現人の

神にならひておやをいつかな

此歌は翁の門に入りて、學問する人々に、まづ神拜詞記を、授けらるゝ其
初めに就きて、諭されし歌なれど、猶門人のみならず、弘く一般にも、教
訓せられたるなり。之れを平たく説明せば。サア／＼皆の衆や、俗の生學
者らの説の如く、痴臭き生智ぶることを止めて、現人神とおはし坐す天皇
の御わざに敬ひ奉りて、親より祖、また其祖の御祖たる神々を、御祭り申
さねばならぬとの意なり。

第四章 忠孝一本

上下一致して、天神地祇を敬祭するは、全く神國なる
が故にて、之を拜察するに、陛下の臣民は、陛下の祖宗神祇の子孫なり。
陛下の祖宗神祇の子孫は、實に陛下の赤子なり。皇室と吾人臣民との間柄
は、本幹と枝葉との差別こそあれ、其根源は皇太祖伊邪奈岐伊邪奈美の尊
にて皆同一祖に歸するを以て、我氏神に敬事する氏子は、天皇に對し奉り
ては、誠忠の臣となり、又親に對しても、又至孝の子なり。されば昔より、
神皇（神祇と天皇）を崇敬するものに、不忠不孝の臣子あるを聞かざるなり。
祖先を一にする我國にては、君に忠を盡すのも祖に孝を盡すのも元一つな
りしゆゑ、古くは、別に忠孝と云ふ如き教なかりしなり。ツマリ我國は不
言實行の國とも云ひて、支那のやうに、彼此口喧しく議論などをせざるも、
忠孝の道は自然に行はれて居たり。即ち不言の中に忠孝は、知らず識らず
實行せらるゝなり。
故に本幹たる皇室を擁護すれば、枝葉たる吾人は、倍繁榮に趣むくなり、
本幹を擁護すれば

枝葉は自
ら繁榮す

獅子身中
の虫

本幹及び枝葉を、強健ならしめんとせば、勢ひ根柢を培養せざるべからず。然るに世の中には、如何ほど言ひ聞かじても解らぬ者あり、そは如何と云へば、根柢を傷害へば、枝葉は自から枯るゝ道理を悟らす。自分は此の樹の枝葉なることを忘れて、根柢の神祇並に本幹の皇室に對し奉り、仇を以て報いんとする、狂氣者などあり、此等は實に、獅子身中の虫と云ふべきものならずや。

獅子は百獸の王なれば、他より害するものなく、己が身より虫の生じて、終におのれを食ひ殺すのと、同じ道理なればなり。

第五章 神國の意義

北畠親房卿は、南朝の忠臣にして、文武兩道に達したる名家なるが、同卿は常陸の小田城に在りて戦事の隙を窺ひて、撰述せられたる、職原鈔上下二冊を、吉野の行宮に在し坐す、後村上天皇に、奏進(興國二年二月下旬)せられたるが

此書の卷首神祇官の條に云はく。

以當官置諸官之上是神國之風儀。重天神地祇故也

其意は、我國は神國なれば、神國の風儀として、天神地祇を敬ひ重じ奉るが故に、諸官省の順序を立つるには、先づ神祇官を以て、第一となすと言はれたるなり。是れ世界各國の國體と、其趣きの異なる所以なり。

猶又親房卿の著はされたる彼の有名なる神皇正統記は南北の争亂に際し天皇の正統を論じ臣民をして順逆の道をあやまらしめじと軍馬倥偬の時に方りて一巻の文書をも有せず旅宿に於て記されたる書物なるが(九十七代後村上天皇の御代の初め)

此書の開卷第一に。

大日本は神國なり、天祖はじめて基を開き、日神長く統を傳へ給ふ。我國のみ此事あり、異朝には其類ひなし、此の故に神國といふなり、云々と記

されたるは、誠に立派なる書きかたなり、殊に亂世に際し、旅宿に於て、一巻の参考書をも持たずして、大部なる正統記を著されたることは、全く

北畠親房
卿職原鈔
奏進す

神祇官

神皇正統

大日本は
神國なり

此書の開卷第一に。

神國の意

博學誠忠なる同卿の如きに非れば、到底企て及ぶべからざる所なり。
さて神國と云へる由は天地開けて後、天神地祇相つゞきて、萬の事業を始め給ひ、又君臣上下おのゝ神の裔孫に非るはなし。されば我國のこと、悉く神等の御遺業を、基本としたれば、此道に違へるものは、一も行はれざるなり。故に我國を古くより神國とは、言ひ習はしたるなり。

後宇多天
皇御製

九十一代後宇多天皇御製
天つ神國つ社を祝ひてぞ

我葦原の國はをさまる

明治天皇御製

定めにしそのはじめよりあしはらの

くにのさかえは神ぞもるらむ

かくて八百萬の神等は、常に國家を擁護あらせ給ひ、又氏子產子の幸福をする者は、

惠ませ給へど、常に神を信頼せず、神に遠ざかる者は、何時とはなく、禍

身にあつまり、終には自から不祥の事を招くに至るべし。そは神々の御上
は、吾々の目にこそ見えね、善惡邪正を明かに見そなはせば、善き行を爲
すものは、富貴福壽を永久に惠ませ給ひ。又心黒なく行惡き人は、恩澤を
授け給はぬ故に、妖鬼惡魔のたぐひ晝夜となく其の間を窺ひ寄りて、種々
の禍をなすものなり。故に神を疑ひ、神を無視するものは、其心既に汚れ、
神隨の直き正しき道の、片はしだも、窺知ひ奉ること能はずして、永久に
苦難をうくるものなることは、平田翁の玉だすき、竝に神宮教院出版の神
判記實などに委しく載せられ、其他奇聞記實などの書に見えたるもの、舉
て數ふべからずと雖も、煩を厭ひて茲には記さず。

さて神々の幽冥より、見そなはす其の御ありさまは、例へば闇き室よりは、
外を見るを得れども明るき處より、内を見ること能はざると同じ理にて、人の心裡も、掌中の物を見るが如くに、容易く照徹し玉ふことなれば、
常に善き徳を積み、善き事を行ひなば、目に見えぬ、神の御心をも、動か

幸福を授
け玉ひ疑
ふ者是禍
自ら身に集
る

神は幽冥
より正邪
を照徹し玉
ふ

明治天皇
の御製

し奉り、永久に厚き御加護を、賜はること疑ひなし。されば誠心誠意より、神々を敬祭して、順逆の道を誤らざるやうになすこそ、人の人たるものゝ眞の道と云ふべきなれ。

明治天皇陛下の御製に

目に見えぬ神の心中にかよふこそ

人の心のまことなりけれ

昭憲皇后陛下の御歌に

人知れず思ふ心の善し悪しを

照し分くらむ天地の神

歴代天皇、厚く神祇を御敬祭遊ばし、凡そ事あれば、必ず之を、祖宗神祇に御奉告あらせらるゝ御事は、上述の如くなるが、茲に國家の重大事件に當りて、身命を捧げて、國難に代らんと、神明に祈らせ給ひし、天皇の在凶元寇の大せし事を、追憶し奉らざるべからず。弘安四年五月、元國大舉來寇す、其

龜山上皇
の御祈願
神風大起

兵凡十萬人、壹岐對馬は時の間に奪はれ、其勢頗る猛烈にして當るべからず。此時に際し、恐くも龜山上皇(後宇多天皇の御宇)は、宸筆の願文を伊勢大神宮に奉り、御身を以て國難に代らんと願ひ給へり。然るに七月晦日の夜、颶風大に起り、元艦爲に破壊して、溺死せし者無數、我軍之に乘じて掩擊し元兵を殲にす。茲に於て十萬の元兵、生きて還る事を得し者、僅に三人なりきと傳へられたるぞ、誠に心地よきことなりける。

又嘉永以降、外患内訌頻に起りて、止む時なく、人心惄々、而して幕府は、其措置を誤り、狼狽なす處を知らず。孝明天皇は、深く宸襟を腦まし給ひ、賀茂及男山八幡の兩社に行幸あらせられ、國家の無事ならむことを、厚く祈らせ給へり。ことに恐きは、嘗て禁中の庭上に荒薦を敷き、斷食せさせず哉。

孝明天皇
の御祈願

給ひて、御身を以て、國難に當らむと、祈らせ給へること、一七日に及びしかば、玉體を傷ひ給はむことを恐れて、内大臣三條實萬公（三條實美の父）之を諫め奉りしかども、聽き入れ給はざりしと承はる、誠に恐懼の至りに堪へざるなり。

我國なる所以固なる所
天祖國家の大基を開き天孫に三種の神器を授け玉よ
支那の謝肇淵と云ふ人の著はせし五雜俎と云へる書物に。
元之盛時外夷朝貢者千餘國可謂窮天極地罔不賓服而惟日本崛強不臣云
云」と書けるが、元國の我に勝つこと能はざりしも、是れ皆我國の強國たる、露
國の我に勝つこと能はざりしも、はた又清國の我威武に屈したるが如き、
韓國の終に我國に併合せられしが如きも、是れ皆我國の強國なる所以なる
も、唯無意義に強健なる譯には非ず。天祖天御中主ノ大神、以下造化の大神
等、はじめて國家の大基を開き給ひて、天照大神之を承傳へ給ひ、皇孫瓊
瓊杵尊を、此土に天降し給ふに方りて、大御手づから、三種の神器を授け
て勅はく。

天壤無窮
同殿共床
天壌無窮
豊葦原の瑞穂國は、吾子孫の、主たるべきの地なり、爾皇孫就て治すべ
し。寶祚の隆えませんこと、天壌と與に窮りなかるべし云々。又「吾兒此
の寶鏡を視まさむこと、猶吾を見るが如くし同床共殿に坐せて、齋鏡と
爲給ふべし」と宣せ給ひし御神勅の御任に、世々の天皇、此の大御旨を、

違背へ給ふことなく、天壌のあらん限り、御祖先の神等の開き給ひし、此
の國土を、御保護あらせらるゝが故にて、是れ則ち惟神の大道、皇國固有
の一大精神にて、是れあるが故に、開國以來未だ曾て、外國の侮蔑を、受
けしことなき所以なり。明治二十三年十月、先帝陛下の、下し給ひし教育
勅語に。

教育勅語

朕惟ふに、我が皇祖皇宗、國を肇むる事宏遠に、徳を樹つること深厚なり
と仰せられ又「天壌無窮の皇運を扶翼すべし云々」と宣せられたるは、即
ち此所のことを、仰せられたるなり。

明治天皇の御製に

上つ世のみよのおきてをたがへじと
思ふぞおのがねがひなりける

神代よりうけしたからをまもりにて
治めきにけり日の本の國

あし原の瑞穂の國のよろづ代も

明治天皇
の御孝敬
の御心厚く坐しく、百度文物維新にして、範を歐米に採り給ふと雖も、獨り神祇の御事のみ、少かも變へさせ給ふことなく、國民道義の大本、忠君愛國の基礎なりとし、親ら祖宗神祇に奉事し給ひ、其範を萬民に示させ給ふ。斯の如く天皇は孝敬を舒べ、厚く祭祀を慎み給ふ。いかでか臣民獨り、此の大御旨を知らずしてあるべき。會不逞の徒の出づることあるも、少か怒らせ給ふ御ことなく。

罪あらば、われを咎めよ、天津神。民はわが身の生みし子なれば。と仰せられ、民の罪は取もなほさず、わが身の御罪として、之を宥め玉ひ、また深く國民の上を、思召されて、「てるにつけ、くもるにつけて思ふかな。わが民草のうへはいかにと」と仰せられ、常に我々國民の幸福を祈らせ給ひし大御慈は、はた何物にかたとへ奉らむ。此を思へば、如何なることをも犠牲に供して、大君の御爲に盡奉らざるべからず。

されば我國民たるもの、殊に我氏子たるものは、天皇の大御慈と、天津神國津神等の御惠とを忝なく思ひ奉り、また天皇の、日常行はせ給ふ所の、御敬神の御行爲に、倣ひ奉りて、國家皇室の御事は申すまでもなく、一身一家の出來ことは、吉凶禍福の如何に拘らず、必ず先づ之を氏神様に、御奉告申上ぐべし。そは天皇は、常に國難を排し、邦家を安んじ給はむことを、御任となし給ひ、只管民安かれと思召して、神祇を御敬祭遊ばさるゝは取も直さず、皇祖皇宗の、御遺詔にて、此の御大命を、代々繼承し給へ

自己の身は祖の先延長分魂の先なり

分家分身の關係

るがゆゑなり。

然して、吾々の一身は、己が身の如くにして、己が身にあらず、實は祖先の神の御身體の延長なり。祖先の御心靈の分魂なり。また吾々臣民の祖先と、皇室の御祖先とは、其の大元を一にせることは上述の如くにて、皇祖の御遺詔を奉じて、天下に君臨あらせらるゝ、天皇より之を申せば、吾吾臣民は、恐こけれども、皇室の分家、分身の如き、密接の關係を、有せるなり。斯の如く、吾々の身體心魂は、共に祖先の神より、賦與せられたる、大切なるものなることを、能く思ひて、徒らに身を傷なひ、家を失ふが如きことあらば、親に不孝の子たるのみならず、君に對し奉りては、實に不忠の臣たる誹りを、免ること能はざるなり。

第六章 祭祀の種類

示 諸祭典例
今左に、一二の祭典を列示し諸子の参考に供せん、但し公式の御祭典は、

後篇神祇崇敬の心得の所にて、記述すべし。

- 御例祭、年一度の氏神の大祭なり、但し之に進すべき大祭は、猶數回あるべし。 ○ 新年祭、四方 ○ 元始祭、拜 ○ 祈年祭、としひのまつり ○ 新嘗祭、以上の四祭典は公式典なれど、郷村に於ては尤も關係深き御祭典也、茲に掲出したり。 ○ 祈海外渡航者安全祭、那岐、那美の二神此を始め玉ひ、神人を生み國家を創造玉ひし大儀なれば、國民の最大義務なれば、國家の上よりも、又個人の上よりも、祈奉ること、多々あるべし。 ○ 大祓式、兵は國民の最大義務なれば、國家の上よりも、又個人の上よりも、祈奉ること、多々あるべし。 ○ 鎮火祭、愛宕 ○ 宅神祭、兵は國民の最大義務なれば、國家の上よりも、又個人の上よりも、祈奉ること、多々あるべし。 ○ 祈雨祭、はしづめのまつり ○ 婚姻の儀式、那岐、那美の二神此を始め玉ひ、神人を生み國家を創造玉ひし大儀なれば、國民の最大義務なれば、國家の上よりも、又個人の上よりも、祈奉ること、多々あるべし。 ○ 初宮詣で、日當れる日、 ○ 誕生日、たる日、 ○ 節分詣で、初午祭、 又は農事祭、厄除祭、 ○ 車立上棟等、おほはらひのおり ○ 軍人の入退營奉告祭、兵は國民の最大義務なれば、國家の上よりも、又個人の上よりも、祈奉ること、多々あるべし。 ○ 大祓式、兵は國民の最大義務なれば、國家の上よりも、又個人の上よりも、祈奉すること、多々あるべし。 ○ 镇魂祭、防鎮の祭 ○ 除蝗祭、蝗の祭 ○ 乞命祭、いのちごひまつり ○ 地鎮祭、防鎮の祭 ○ 新宅祭、やうさんのほうちのまつり ○ 祈養蠶豊作祭、やうさんのはうちのまつり ○ 山神祭、山のまつり ○ 武神祭、風火土金の五元 ○ 惠美須神祭、みたまノ神を祭る、 ○ 除蝗祭、蝗の祭 ○ 開懇式、かいこんしき ○ 學神祭、がくじんさい ○ 招魂祭、かまないのあんぜんないのる ○ 旅行の安全、りょかう ○ 移轉、あんせん ○ 任官、いとん ○ 就職等、ごせつめい ○ 御説明申すべし、御説明申すべし、 猶附錄の神名靈魂の所を見合すべし、

然れば神職は常に國家皇室の御爲は勿論、氏子産子の諸君の爲に、無事、平安、繁榮を、獻身的に祈請するは、職務上當然の事なれども、たとへ氏子より申出なくとも、病氣、地祭、養蠶祭、大祓、軍人の入退營、厄除祭、祈晴祈雨等を始め、其他一身一家にとりて、重大なることは見聞せる限り、祈願を怠らざれど、此等のことは、神職一人に委任せず、共に御祈願申せば神明の御受納も、一層速かなるべし。但し恒例の神事平生のは、業務の都合又は慣例上神職に委任するも妨げなかるべし。

第七章 神の意義

以上列記の御祭事は、只一例を擧げしのみ。凡そ天地間に有りと有るもののは、悉く神等の左右し給ふ處なれば、萬の出來ことは、氏子のつとめとして、必ず氏神様に御奉告申し御祈念を怠らざるべきことなり。さすれば天地の神々等は、速かに御受納ましく、相呼應して、御守護下さること明

かなり。斯くて、皇室の御祖先と、吾々臣民の御祖先とは、同一祖より出でたること上に縷記せるが如し。さて其大本を段々に尋ねれば、天御中主、大神、高皇產靈尊、神皇產尊、伊邪諾尊、伊邪冉尊、有ゆるものな産成玉ひし、大元主宰の大神等に、天照大神と申すが如くに、皇室と吾々とは宗家と云ふと支流との坐せり。ひこそあれ、皆之れ天津神、國津神等より次々に出でたる神孫なれば、一たび此世を去りても、其靈魂は、神に歸るを、本義とせざるべかず。稻の種を蒔けば、稻種に復り、瓜の種を蒔けば、瓜の種に歸るのと同じ道理なり。故に氏子の先祖の靈魂も、我々氏子が、氏神様に奉事するが如くに、氏神の御許に、近侍せられ、氏子より供へ奉る物は、氏子の先祖等の御靈も、うれしと見そなはして、必ずや御相伴をせらるゝは、當然のことと思はる。

今の俗、他人を訪るゝ時などに、持參する物を、土産といへるは、元と、其の土地に出来たる物を、氏神宮に獻上れるより、宮上と稱するに至れ

自己生活
の妙理のよ
神徳を懷のよ

二八
宮上（土産）

るを、後には家人の爲め、他所より求めて歸る物までも、宮上（土産）
下のアの自然に省かれたるなり、と云ふに至れるは、其言の移變れるなり。
吾人は飢ゑて、食することを知り、寒くして、衣を着ることを知れども、
自己の身體の、如何にして成りしかを知らず。之を父母に問ふ、父母亦知
らず、死後を知らず、只現世を知るのみ。茲に於てか吾人は、皇產靈ノ大神
の、靈妙なる御神徳を、思ひ奉るべし。恐けれども天皇の遠祖にして、又
吾々の遠祖に坐します、皇產靈ノ大神は、實に萬物造化の元首を主宰り給ひ、
八百萬の神等は、各其の御神業を持分け給ひて、造化の神徳を翼賛し、宇
宙に有りと有る物を、大成し給へるなり。かくして、吾々の身體心魂も共
に、皇產靈ノ大神より、次々に、祖より親と、賦與られたる宏大無邊なる御
靈徳を、追念し奉るべし。源深法印と云ふ僧侶は、新拾遺集の神祇歌に。
後の世も此世も神に任するや

愚なる身の頼みなるらむ

と詠れたるが、これ今生は勿論、來世に於ける、靈魂の鎮所まで、明らめ
られたる趣にて、佛者ながらも、よく神々の御上を、辨へられたる人と云
ふべきなり。

さて我氏神の氏子たるものは、微妙なる、惟神の道理を、よく考へ、平素
蒙れる御神恩に、報ゆるため、御社の破損は、改造すべき所ありたらむに
は、たとひ弊衣をまとひ、粗食に甘んずるとも、自家を後にし、氏神の御
爲に、改築修繕など仕奉りて、不足不便のなきやう、御用度を豊にせば、
氏子の眞心を、嬉しと思召し悦び坐して、子孫の八十續きに至るまで、富
貴繁榮を、恵ませ給ふこと、疑ひなきことなり。之れに反し、神の御財產
料物などを、他に充用し、又は私せんとするものあるを往々耳にするところ
なるが、いかに甚だしき、心得違にはあらずや。

神の御すがたは、目にこそ見えね、ものこそ宣はね、まさしく幽冥より照
鑑あらせられ、常に氏子を愛撫し、之を助けて、人道を完からしめむと、

神明は幽
冥より照
るを懲
玉ふ

氏子は御
社の修理
を怠るべ
からず

或は罰し、或は暗示し、或は崇りて、各顧る所あらしめ給ふは、怡も父母が、子の惡行を見て、之を戒しめ、善を勧むるものと同一なり。子として、父母の懲戒を、受くることの多きは、父母を無視し、父母の命を奉ぜざるによるなり。氏子たるもの、種々なる災害を蒙るは、氏神の命を奉ぜず、氏子たる道を盡さざるに因る、其の神罰神警は、氏子に於て、如何ともなすこと能はざるべし。此時に當りては、唯神明に祈請して罪を謝し、行を改むるより外に、術なきなり。

第八章 氏子の心得

さて神に願事するに、氏神を本とするは、人事に於ても、村役場を經れば、其事他に通ぜざると同じく、神明に祈るべき筋は、先づ第一に、氏神に願ふべき道理である」と我師の角田前熱田神宮宮司は言はれたり。誠に至當の言と云ふべきなり。然るに聞くがごとくんば、「數里の道を遠しとせ

ずして、或社より神符一體を戴き歸り、之を竹木に挿みて、地鎮祭を濟せたりと思ふものあり。又己が居住の地を、御守護下さる、氏神を捨置きて、他所の神に、祈念するものありと」此等は、其人の信仰によることゆゑ、決して悪きことには非ざるも我氏神を後にし、他の神を先にするは、本と末とを、顛倒せる行にて、恰も他人に親しくして、己が父母を顧みざるものと同じ道理なり、故にたとへ他の神に、之を願ひ出づるとも、我氏神の承諾ひ給はざるうちは、他所の神も、決して受納し給はざるべし、神宮雜事記と云ふ御書にも。

もし當所の神、氏神を不信の者の失を咎めて、祟りおはしまさば、何に憑み奉るとも、他所の神さらに助け給ふべからず。もし餘社の祟りは、我が神の之申す、氏神めどり惠にて宥め給はむ、此の心をもて仕ふべきなり」と載されたるは、誠に至當の御事なり、觀勝寺の行譽は、其の著はせる燻囊抄と云ふ書に。「まづ其所の神いわく、氏神を懸觀し奉仕して、其餘暇には、他の靈験をも仰ぐべし。

俊惠法師の歌
社頭祈君と云ふ題にて。「神風や、玉ぐしの葉を、とりかさし。内外の宮に、君をこそ祈れ」と天皇の御世を祈奉り。又素性法師は、神祇と云ふ題にて。

神祇の歌
素性法師

改心して
再建す
氏神社を
帝國の臣
民にして
神祇を祭
らざる者
は蕃魂な
り

「臥して思ひ、起きて數ふる、萬代は。神ぞ知るらむ、我君の爲」と忠誠き心を詠せられたるは、我國體を能く辨へられたることにて、臣民の本分を、誤らざる心掛と云ふべきなり。之れと反対にて、

明治の始め縣官より、氏神社の調査ありし時、或る地方にて、「我村は宗旨違ひなれば、氏神はなしと云ひしかば、官吏の曰はく、氏神のなき村ならば、穢多村なるべし、自今其村は、穢多の取扱になるべしと、申渡せしかば、忽ち改心して、詫書を出し、俄に氏神の社を再建せしと云ふ」已れ曾て此話を當時實地に干與せし人より、聞及びたりき。いかに宗旨違ひなればとて、天神地祇の子孫たる、帝國臣民が、外藩神を主とし、我村に氏神を祭り來らざりし道理やはある。是に於てか、予は外教の帝國建造の精神

に悖りて、弊害尤も其教方にもあることを、認めんすば非ざるなり。

今は等しく、帝國の臣民にて、かゝる區別はなけれど、明治維新の始めには、行政の都合上、さる區別を、立てられしものなるべし。

又思ふに、國家的道義の、進みたる今日、神棚の設けなき家は、無かるべき筈なれど、若しかゝる家のありとせんか、そは甚だしき、心得違ひなれば、速かに神棚の設備を、なすこと肝要なり、各家々に、神を祭るべきは、親を敬ふの心慮を、涵養せしむる、唯一の教育ともなれば、必ず神棚を設け、一日片時も、敬神の念を忘るべからざることなり。

もし家内に、不幸のことあるも、神棚に紙を貼るが如きことをなさず、血縁遠き家人をして、常の如く祭らしむるをよしとす。

累ねて言ふ、忠孝を以て、立國の基礎とし、祖先敬祭を以て、國家の精神となせる、我帝國の公民にして、獨り前記の如き、神社の無き村落ありし

忠孝は確立
なり

何宗旨の如
くらず必ず
神棚を設け
るを敬祭
する教と
忠孝を涵養
するは又神
を敬祭す
る教と
忠孝を涵養
するは又神
を敬祭す
る教と

忠孝は確立
なり

と云ふが如きは、甚だ信じ難きことなれども、之れ或は、暫し迷信の結果、かゝる妄言を敢てせるものなれば、深く咎むべきにあらず。然れど顧へば、慈仁深き父母も、教訓をうけぬ愚子は、詮術なく、如何なる名醫も、藥を用ゐざる、頑固なる病人は、之を癒すに、方法なきが如く、神明を無視し、無道の行ひ、屢々なるときは、寛仁大度の御心にも、終には嫌はせ給ひて、妖鬼惡魔のたぐひ、其の隙を窺ひて、種々なる災厄を、釀すものなることを既に述べたるが如し。されば氏子たるものは、平生氏神の御稜威を、深く敬信して、此等の災害を、未前に防がせ給へと、祈奉るべきことにこそ。凡そ此世に、有りと有るのは、悉く天神地祇の、御創造あらせられしものなれば一事一物たりとも統治給はぬはなきことゆゑ吉きも凶きも、皆神の御事、また幽世の奇靈なるさまを、異み疑ひて、信ぜざるものは、譬へば、夏生れ出でたる蟲は、冬の事を知らぬ故に、氷のことを話しても、疑ひて夏虫疑ひ

帝國の神
祇は實在
の神なり
祭祀の元
義は祈年
祭なり

大寶令延
喜式

信せざるものと、同じ理なり、我國の神は、悉く歴史上の神事實上の神神に坐しませば、御一柱も想像の神、架空の神は在さざるなり。されば、神代の事跡は、或は神社に、或は氏族に、或は地名等に、今も猶目前に傳へて、聊かも偽はなかるべし。

さて又、皇室御式典の事どもは、吾等草莽の素より深く、窺ひ奉るべくもあらねど、熟ら古令を拜するに、大寶令又は延喜式などに、制めさせられたるまゝに、諸祭の中にも、國民の本とする、穀物の豐熟を、祈禱し給ふを以て、祭祀の第一義となし給へば、稻苗の生成するに隨ひて、暴風の恐れ、用水の憂ひながらしめん爲めに、穀物主神豊宇氣姫尊を初めて、水鎮花祭、道饗祭、火災を防ぐ鎮火祭、罪穢を祓ひて災害を除く大祓式など、神稚宇賀乃咩命、風ノ神汲津彦汲津姫の一神を祭らせ給ひ、又疫氣を鎮遏る何れか人民の幸福を、諸神に祈らせ給ふ、仁惠の大御心にあらざらむ。かくの如く歴代天皇は、天神地祇を、御敬祭あらせられ、日として御祭典

毎日は
せらる

を行はせ給はざる日のなきほどなるは、常に吾々國民を、愛撫し給ふ、大御心に外ならざれば、此の思召を、忝なく思ひ奉りて、一朝有事の場合には、生命財産の、何物を捧げても、國家皇室の御爲に、御盡し申さねば、臣民の本務は、すまぬわけなり。

天神地祇の訓義、天神國神の別、天神地祇と書きても、亦神祇とかきてても、皇國言にては、アマツカミ・クニツカミと訓むなり。さて天神とは天上に坐す神、又天より此國に降り坐せる神を云ふ。即ち天地に先たちて生れませる造化の神、風火水金土の五元の神、日神月神、及び此國を經營し給へる伊邪諾伊邪冉の一神、又天孫降臨の時、隨從して此國に下られたる神等の類を申し。又國神とは此國にて產生せる大山祇神、大國主神、猿田彦神、事代主神等の類を申すなり。但し卷中テンジンチギ又はジンギと概ね字音のまゝに訓せたるは、讀易からしめんと思へるがゆゑなり。

御製天皇

明治天皇陛下は、嘗て國民全體の誠忠を、深く御嘉賞あらせ給ひて、恐くも、

國民は一つ心にまもりけり

また、

ちはやぶる神の心に叶ふらむ

我國民のつくすまことは

と御詠あらせられたるは、げに忝なき極みにて、只々感涙を以て、御厚恩を、拜し奉るのみ。

されば我國民たるもの、殊に我氏神の氏子たるものは、難有き此の御聖旨を忘ることなく、一家の和合を計り、家業に勵精し、國家皇室の御爲めに、盡し奉らんことを祈りなば、神明の御加護は、彌加はらせ給ひて、其の御惠澤は、一家一身にあつまり、家富み榮えて、自から國家の功神、誠忠の人となるべきこと疑ひなかるべし。

の金甌無缺の國體を

擁護する
本分臣の民なり

氏神を敬信し及ぼす所及び人を仰ぐ

無缺の國體を有せる、帝國の臣民と生れながら、皇國の有難き謂れを念はす、天地神明の奇靈に微妙なる、道理を曉らずして、漸次神明の御惠を、薄らぎ行きて、自から災害禍根を招き、終には身を亡ぼすものさへあるに至れるは、豈慨歎の至りに堪ゆべけんや。されば我氏子たるものは、衷心より氏神を敬信して、人力の及ばざるところの、御加護を仰ぎ奉りて、國家皇室の安泰は更なり、一家の和合繁榮、子孫の立身出世を祈奉るべきことなり。

國體の歌

國體の歌

鈴一本武一謹詠

天地の初の時に生れまし、綾にかしこき諾冉の
御祖の神の造らし、我日の本の國がらは千世萬代に
極みなく眞幸くませと度會の五十鈴の宮に神隨ら
鎮り座す天照す日の大神の御日嗣を承繼ぎまして
天の下四方の國を所知食す天皇の御日嗣を繼々に
寄し賜へる此の國は美し御國と月日の長きが如く
天地の遠きが如く立榮え榮え往くべく天つ神
國つ御神も守りますらむ

後篇

第一章 神拜の心得

(一) 每朝氏神を拜禮すべきこと

每朝早く起き出でて、口を淨漱ぎ、顔を洗滌ひて、氏神社に参詣し、平素蒙れる、神恩の辱きを拜謝し、國家の安寧、家内の安全等を祈請すべし。
(伊勢ノ兩大神宮を始め其他天神)殊に月の中の一日、十一日、二十一日は旬祭とて、
一日十五日に祭各神社及神棚、祖靈社等を、祭る日なれば、力めて参拜すべきことなり。我家より遠く隔たれるか、又は業務等の都合にて、参詣しかねる人は、氏神社の方に向ひて、遙拜をなすべし、また神前を通行するときは、必ず敬禮を表して通るべきことなり。

第二章 神拜の次第

神拜の次

祓の詞

天津神、國津神、祓ひ給ひ、清め給へ、

祓の詞

挂卷も恐き、何神の名の大神、夜の守、日の守に、守恵み、幸へ給へと、恐

祓の詞

略

何の大神、守給ひ、幸へ給へ。

祓の詞

祖先の靈を祭る辭

祓の詞

代々の御祖等の、靈の御前に、告奉らくは、家業を怠ることなく、勤め勵

祓の詞

みて、彌益々に立榮えしめ給ひ、夜の守り日の守りに、守り幸へ給へと、恐

祓の詞

こみ恐こみ白す。

祓の詞

神を拜するには、先づ手水を用ひ、身を清めて、誠心誠意より、敬禮をなさざるべからず。さて拜をなすには、必ず拍手をなすを要す。そは特

神人の感
通に心身を、一致ならしめ、神人の感通を量ることに、意を注ぐなり。故に拍手の如きも、畢竟左右の、合一を推り、至誠を表するの意に、外ならず。また祓の詞、略詞を、常に唱へらるゝ人は、自から邪念邪心を祓ひ、神の御意にも、能く協ひて、無上の幸福を得ること、疑ひなかるべし。

玉串奉奠

玉串を奉奠するには、表を上にし、本を神前に向けて、之を案上に供奠し、再拜二拍手をなし畢りて、自座へ復すべし。

第二章 諸祭祀の由來

御例祭

昔は例祭
を待たず許
して参拝

毎年一度の大祭日

例祭とは、其神社に於ける、年一度の大祭を云ふ。昔は官命にて、他國へ趣きたる人々も、氏神の御例祭に當れば、官の聽しを待たずして、自由に

(一) 御例祭

参拝することを、許されし程の、重き御祭なれば、氏子の老若男女は、悉く参詣すべきは、言ふまでもなく、商業、又は其他の用向にて、旅行せるものも皆歸り来て、参詣すべきなり。當日は府縣郷村社に至るまで朝廷御指定の、神饌幣帛料を獻上せられ、供進使をして、指定社に非るも獨立社は之に准じ區長又は他の重役等代りて幣帛料を獻供する事勿論也。嚴肅に祭典を、奉仕せらるゝことなれば、御初穂と稱へて、耕作して田畠より收穫したるもの、又は自から織上たる、布帛のたぐひを供へ奉り、(弓彌之調、手末之調と同じ類なり)御神樂など節面白く吹奏して、歌ひつゝ舞つゝ神祭を盛にせば、氏子の先祖の御靈等も、氏神の御許に寄集め坐して氏神様の御相伴をなし給ひ、其の眞心を受け納れ給ふこと、必然なれば、古來の美風を、破らずして、神明の御意に、副ひ奉るやう、協同一致、町村の繁榮を、増進することに、努力するは、氏子たるものゝ責任にあらずや。

弓彌の調手末の調とて、昔十代崇神天皇は、男には弓を以て射獲たる獸肉

又は皮などを貢らせ、女には織縫の道より收穫せる布帛の類を進らせ給へるは男には、武備を獎勵し玉ひ、女には蠶織の業を勧め玉ふ深き思召による處にて全く租調の初なれど、是亦御初穗と云ふべきなり。

御例祭には非るも、郷土の慣例上、公式祭中の四方拜元旦祭、元始祭、祈年祭、天長節、新嘗祭、又は天王祭、初午祭など、其他恒例臨時の式典にして、猶例祭に準すべき、大祭典は、多々あるべく又社々によりて、相違はあるべきなり。

幣帛と書きて、之をミデグラと稱ふるは、神前に物を、横山の如く満て並べて、供へ奉るより云ふクラとは何によらず、凡て物を載せ置く處などを、廣く云ふ辭なり、馬の鞍、物を納藏おく倉庫など皆同義なり。

四方拜

御親祭次

(二) 四 方 拜

正月元旦

を始め、天神地祇、神武孝明の兩山陵、氷川神社、皇城の鎮守として、をとこなはらさんりょう、男山八幡宮、鹿島香取の兩神宮を、順次御敬拜あり、其年の災を攘ひ、五穀の豊穰、寶祚の長久、天下萬民の爲めに、安寧幸福を、祈らせ給ふ御事なれば、氏子たるものは、此辱なき聖旨を、思ひ奉りて、當日早天には、悉く氏神社に參拜して、此の年の無事平安を祈奉るべきなり。

當日御式のありさまは、御庭の中央に、簾薦を敷き、屏風を立て廻らし、中に御座を設け、御劍、御裾、御草鞋など、侍從之を仕へ奉り、天皇陞下、御親祭あらせらる。

江家次第抄に引ける、五十九代宇多天皇の御宸記、寛平二年十月十九日の宇多天皇の御敬拜條に。

我國者神國也、因毎朝敬拜四方大中小ノ天神地祇、敬拜之事始自今後一日無怠云々と以て歴代御敬神のさまを、窺ひ奉るべし。

幣帛の意

慣例の大祭

又は皮などを貢らせ、女には織縫の道より收穫せる布帛の類を進らせ給へるは男には、武備を獎勵し玉ひ、女には蠶織の業を勧め玉ふ深き思召による處にて全く租調の初なれど、是亦御初穗と云ふべきなり。

御例祭には非るも、郷土の慣例上、公式祭中の四方拜元旦祭、元始祭、祈年祭、天長節、新嘗祭、又は天王祭、初午祭など、其他恒例臨時の式典にして、猶例祭に準すべき、大祭典は、多々あるべく又社々によりて、相違はあるべきなり。

幣帛と書きて、之をミデグラと稱ふるは、神前に物を、横山の如く満て並べて、供へ奉るより云ふクラとは何によらず、凡て物を載せ置く處などを、廣く云ふ辭なり、馬の鞍、物を納藏おく倉庫など皆同義なり。

(二) 四 方 拜

正月元旦

元始祭

(三) 元始祭

一月三日

報本反始

元始祭とは、報本反始の義に基づきて、年の始に當り、諸神を本に報い、始に反の義にして、古事記の序文中に、元始綿邈賴先聖而察ニ生レ神立人之世ニとあるに據る。然して皇祖天照大神が、皇孫瓊々杵ノ尊を、此國の大君主と、御定め遊ばされて、大御手づから、三種ノ神器を授け給ひ、其の寶祚は、天地と共に窮り無く、隆えますべしと、御祝ひあらせられし、天津日は、午前十時より順次、賢所、皇靈殿、神殿の三殿に進ませられ、御幌の内に入らせ給ひ、御玉串を奉りて御拜あり、御告文を奏し給ふ。此日官國幣社、以下府縣鄉村社に於ても、公式の祭典を、奉仕するは勿論、地方官員拜禮式には、左の通り定めさせらる。

此日宮中ニ於テ、賢所、天神地祇、御歷代ノ皇靈ヲ、御親祭在ヲセラル

是天津日嗣ノ本始ヲ祝シテ、歲首ニ祀リ給フ義ナルヲ以テ、元始祭ト稱ス、因テ官員ニ於テモ、最寄神社へ參拜スベシ。

かくの如く、天壤と究りなき、美たき御國體の元始を、年の始めに當りて、天皇陛下御親ら祭らせ給ふ、最も重く、且つ萬政の本つ御祭なれば、我氏子たるものは、此の聖旨を奉體して、悉く氏神社に參拜し、寶祚の長久を祈奉るべし。

古事記の序に所謂元始の綿邈たる、先聖に頼て云々とは、御世の始まりの遠く遙なることは、皇祖天神に頼りて、八百萬神等及び萬民を、生み立て給ひしを云へるなり。

三種ノ神器とは、八咫鏡、天叢雲劍及び八咫瓊曲玉の三種を申すので、御鏡は伊勢の皇大神、御劍は尾張の熱田の大神として崇祀り、また曲玉は、皇居内劍璽の御間に、奉安りて代々相傳へ給ふ。

賢所は、天照大神の御神靈、乃ち伊勢神宮の御神體なる、八咫鏡の御模

三種の神器の御在所

萬政の元

賢所の御

造でなり、これを賢所と申すは、皇祖を齋祀る御神殿なるゆゑ、恐れ多

い所、即ちカシヨイ御所と申す御義なり。

皇靈殿とは、御歴代の天皇がたの御神靈を、御祭り申せる御殿を云ふ。

因に申す明治天皇の御神靈も、一年祭御終了後に於て、此の皇靈殿に合

祀の御義と拜承す。

神殿とは、天神地祇八百萬の神等を祭祀せる、御殿を申すなり。

○三種ノ神器、並に賢所、皇靈殿神殿の御事は、拙著の神器新考に詳述したれば、就て見られたし。

孝明天皇 祭

(四) 孝明天皇祭 一月三十日

孝明天皇は、慶應二年十一月二十五日、京都の内裏に於て、崩御ましませり、太陽曆に換算して、一月の三十日に當れるを以て、宮中にては、當日皇靈殿に於て、御親祭あり、御神樂を奏して、御神靈を慰め給ふ、又數日前より、京都なる後月輪東山山陵に、勅使を發遣せられ、御陵前祭を行

はせらる、因て各氏子に於ても、氏神社又は清淨なる處にて、遙拜をなすべし。

遙拜の辭

掛巻も恐き、後月輪東山陵の御前を、遙に拜み奉くと白す。

御事蹟

御諱は統仁、仁孝天皇第四皇子、御母は新侍賢門院藤原雅子と申す。百二十一代の天皇、明治天皇の御父君に當らせ給ふ、弘化三年正月、御年十六にて、践祚あらせらる、御在位二十一年、慶應二年十一月二十五日崩御、聖壽三十六、天皇英資聰明剛健にましく、内憂外患の時に當りて、思を治體に濺ぎ、遂に王室中興の基を開き給へり。

(五) 祈年祭

班幣一月四日(神宮及宮中にて)

五穀の祈

祈年祭は、トシゴヒノマツリと訓む、年とは五穀の總稱にて、主として稻

祈年祭

豐熟

祈年祭

を云ふ、祈とは祈禱の義にして、毎年一月四日、風雨の災害なく、年穀の豐熟ならむことを、神祇に祈らせ給ふ嚴祭なりとす、我建國の起原たるや、農を以て基本とせられたれば、農事に關する、諸祭典の如きは、最も早く現はれたるものにして、神代既に此の御祭典あり、皇祖天照大神は、稻を天祖稻を天下萬民の常食と定め玉ふ穂を授け玉孫瓊々杵尊を、此土に天降し給ふに當り、我授くる此の齋庭の穗稻種の義なり、天皇は、皆皇祖大神の、此の聖旨を奉體して深く農作物の上に、大御心を指して、我愛すべき人民の、喰て命を保つべきものなりと詔せられ、またと詔せられたり。さてかく仰せられたるは、全く天下萬民の、喰て生くべき食物たゞモノとは賜ブル物と云ふこと、皇祖よりの上を、思召されたることとなれば、代々の天皇は、皆皇祖大神の、此の聖旨を奉體して深く農作物の上に、大御心を注がせ給へり。されば延喜の制(六十代醍醐帝の延喜年間に制定せられたる、五十に載せられたる、全國の官社三千一百三十二座、悉く此の班幣神に供する物、即ちミテカラを、受け給はざるはなし。明治の御制度にては、二月四日先づ宮内省に於て班幣の

制延喜の祭

官社へ班

幣官社へ班

御例祭と
同様神饌
幣帛料を供
せらる伊勢神宮
新年祭
聖上新年
御親祭上古以來
の重典な
り

御儀あり、神宮及各官國幣社へ、幣帛並に神饌料を下し賜はる、是れ古への御作法を、移し行はせられたるものなり。

府縣鄉村社には御例祭のみに限り神饌幣帛料を御獻進の御規定なりしも昨年十一月廿四日内務省令を以て新年祭新嘗祭の兩度を追加御供進のことにせられたるは祭祀の途を鄭重にせらるゝ御主旨にて是によりて全く國家の宗祀たる實に適ひたりと云ふべし、誠に歡喜に堪へざるなり。

さて伊勢神宮に於ては、二月十七日、新年祭を行はせられ、勅使參向して、御親祭を行はせらる、唯皇靈殿のみは、班幣と同時即ち二月四日を以て其儀を行はせ給ふ、官國幣社にては、幣帛神饌料の、各地方廳に到着の後、日を選び地方官參向して其の祭典を行はせらる。要するに新年祭は、上古よりの重儀にして、歷代天皇其の祭祀を、慎み給ふこと頗る深く、神宮及び各官國幣社の新年祭は、大祭の部に編入せらる、故に神社法令の御制定に曰く。

二月四日、太政官廳だいじやうくわんちやう二於にテ、伊勢神宮、宮中皇靈等きゅうちゆうりょうとうノ幣帛はいはくヲ、使しニ班はんナテ發遣はつけんセシム、次つづテ各地方かくちほうノ官幣社國くわんひしゃこく幣社はいしゃヘ、幣帛はいはくヲ班はんツ、各地到かくちとう着ちやくノ後のち、日ひナ擇えらビテ祭祀さいしスペシ、但古禮たんこれいヲ存スル社やしろハ、其日そのひニ因ルベシ、地方長官ちばばん正廳せいひやうニ臨のぞミ御幣物ごへいぶつヲ點檢てんげんシ、屬ぞくニ附ふス。

五穀は生なま命めいの綱根生つなねなまなり。稻の意義いのぎと、以て此の御祭典の如何に重大なる、御典儀なるかを、窺ひ奉るに足るべし。然して五穀は實に人類生存上じんるいせいじゆじょうじょう、一日も缺くべからざるものにして、此の供給きょうきゆを仰あおがされば、生命せいめいを保つこと能のはざるなり。されば皇祖天照大神こうそあまてるすけは、我が愛すべき蒼生あらわ人民じんみんのことの、喰たて生くべきものなりと仰あおせられ、普ふねく天下てんかに播殖はんしょくし給たまひたる、御恩澤みめぐみを深く喜び奉り、且つ其の元もとを追懷つるぐわいする爲ためめ、各氏神社かくしじんしゃに於ても、日ひを撰えらびて、祈年祭きねんさいに報謝ほうしゃの意いを兼ねて、賑にぎしく御祭事ごさいじを仕奉るべきことなり。

稻を古言こげんに、年と云いふは、稻は春種いねを、水に浸はして、冬收ふるむるまで、大

凡いそ一ヶ年ねんを、經よるものゆゑ、之れを年としとは云いふなり。年としは元とより穀物こくもつの總まつ稱しゆうなれど、此この事を掌つかさり給たまふ神かみを、大年おほとし神かみ、御年みとし神かみと申まわし、又穀物こくもつ主神ぬしを保食ほしょく神かみとも、豐宇氣姬とようき命みこととも申まわし、伊勢いせの外宮ほかみやと崇ため奉まつる大神おほかみなり。此こは後に重のねて、述のべる處ところあるべし。

紀元節

(六) 紀元節

一月十一日

業大
都原の奠

人皇第一代、神武天皇の御即位ごそくいを、記念する祝日しゆじつにして、天皇の御即位ごそくいは、春正月の朔日はつじゆなれども太陽曆たいようれきに換算かんさんして、二月十一日に當れるを以て、當日祝祭じつしゆさいを、行はせらる。皇孫瓊々杵きわうそんのくわ尊そん以來いらい、數世すうせいを經へて、建國の大業だいぎょく、初はじめて成就じょうじゅし給たまふに及び、樞原宮くわいはらのみやに御即位遊ごそくいゆばされし、甚もめでたき日ひなるを以て、當日宮中皇靈殿きゅうちゆうれいでんに於て、午前八時朝ごぜんじあさの御祭ごさいを行ひ、同九時どうじより御親祭おおきあり、次ついて賢所けんしょをも拜はいし給たまふ、午後五時ごじより、夕ゆふの御祭典ごさいてんを行ひ、御神樂ごじんらくを奏せらる。かくの如く當日は、重大なる御祝祭ごしゆくさいなるを以て、國民こくみんた

るもの謹て誠意を表し、各氏神社に於ても、橿原ノ神宮並に山陵に向ひて、

遙拜をなすべし。

遙拜の辭

掛巻も恐き、神武天皇の大靈の御前を、遙に拜み奉くと白す。

(七) 春秋二季の皇靈祭並に神殿祭 三月春分日(九月秋分日)の一回

御歴朝の皇靈、及び天神地祇を、春秋の二季に、祭らせ給ひて、孝敬を中心させ給ふ、御重儀なりとす。此の御祭典は、神殿、皇靈殿並有の二大典にして、一年の中に、晝夜平分の時なれば、祭日一定せず、其年の暦をすばり見て知るべし。即ち三月春分日九月秋分日の一二季を以て、行はせらる。其の御次第は、朝夕及び天皇御親祭の、三度なること、紀元節の御時と同じ、當日皇靈殿の御前に、東遊と稱ふる、古調の御神樂を行はせ給ふ。風俗に合せし古樂なり。因て我氏子たるものは、此の鄭重なる、御儀に倣ひ奉りて、氏神社に參詣するは勿論、

各神棚並びに、祖先の靈位を祭り、敬神の誠を、致すべきことなり。

御來歴

我國は敬神崇祖を以て、立國の基礎と、なし給ひたれば、神代已に此事ありたるは、勿論なれど、正史に特筆せられたるは、神武天皇海内を統一し、四年二月、皇祖天神を祭祀て、大孝を、申べさせ給ふに淵源し、又天皇の十年五月にも皇祖の神靈を祭らせ給へり。此に徵ひて、自後皇靈祭ありしも、更中世以後は、荷前の祭とて、諸國より獻上せる、調の御初穂を、毎年十二月中に、吉日を擇びて、諸國の神社、並に歷代の山陵に、奉獻あらせられしが如きは、皇靈並に神祇を祭らせ給へる例證なりとす。

先帝陛下は、明治二年六月二十八日、百官群臣を率ゐて、神祇官に行幸あり、天神地祇並に歷代の皇靈を、御親祭あらせられ、祭政一致の大御旨を以て、國是の大基礎を、定められしことを、御奉告あり。明治四年二月二十八日、春分日を以て、同様御祭を、行はせらる、明治四年九月、

皇靈は、神祇官より、賢所の御傍に、御遷座あり、同五年十一月更に八神並に天神地祇を、宮中に御遷座あり、兩座を合せて、單に神殿と稱し奉るに至れり、かくて春秋二季祭は、當時唯神殿のみなりしが、明治十一年六月より皇靈殿、神殿の兩殿とも、最も御鄭重に、春秋二季を以て、御盛典を擧げさせらるゝ御事となりたり。

天皇守護神の八柱大神の勅敬祭の神仁天皇の賢所を中央とし、對つて右側を、皇靈殿とし、左側を神殿とす。また八神とは、天皇御守護の神等にして、神產靈神、高皇產靈神、玉積產靈神、生產靈神、足產靈神、大宮乃賣神、大御食津神、事代主神の八柱の大神等を申すなり。

四十九代光仁天皇 寶龜七年四月己巳勅
祭祀神祇、國之大典、若不誠敬、何以致福。如聞諸社不修、人畜損穢。春
秋之祀亦多怠慢、因茲嘉祥弗降、災異荐臻。言念於斯、情深慙惕。宜仰諸
國莫令更然。

○御歷代の御うちにて、ことに祭祀を重んじ給ひし、此の天皇の勅を擧げ奉れり。猶御文のうちに、春秋の祭のことも宣らせ給へるを以て、特に掲奉ることなし。

（八）神武天皇祭

四月三日

神武天皇祭

御偉德追

念

毎年四月三日は、神武天皇崩御の日に、當れるを以て、天皇の御偉業を追念し、報本反始の誠致し給ふ御重典なり。此日宮中皇靈殿に於て、御親祭を行はせられ、又畝火山東北陵に勅使を派遣せらる、其の御儀すべて、孝明天皇祭に同じ、因て我國民たるものは、天皇の御偉德を、追念奉り、謹んで遙拜の式を行ふべきことなり。

遙拜の辭

掛巻も恐き、畝傍山東北山陵の大前を、遙に拜み奉くと白す。

御事蹟

神武天皇は、御謚號にて、天平勝寶三年十一月、四十六代孝謙帝の御時、淡海ノ御船なる

定謚御事蹟御選

神武天皇

神武天皇
の御偉業

人、池邊ノ王子、大學バ勅を奉じて、選び奉りしを初とす。御諱は神日本磐余彥尊と申す、彦波瀬武鷦鷯草葺不合尊の第四皇子、天祖天照大神より第六世の天皇に坐しませり。

皇孫瓊々杵尊以來、世々日向國高千穗宮に在しまして、天下を統治し給ひしが、天皇の御時に及び、皇兄五瀬命と議して、天業を恢弘せんと圖り、舟師を率ゐて、土曾丹敷戸畔、兄猾、長髓彦を始め、新城戸畔、居勢祝等の強敵を、悉く誅せられ、中州全く平定し、帝運大いに開くるに及んで、都を畠傍檍原に奠め、はじめて天皇の御位に即き給ふ。是れ人皇第一代の天皇にして、實に紀元元年辛酉の歲となす、茲に建國の大業を成し給ふ。

御即位の翌年、功臣を寵遇して、夫々賞を行ひ給ふ、尋て天種子命、天富命をして、天罪國罪を解除せしむ、また靈時を、鳥見山に建てゝ、皇祖天神を御親祭あり、神祇の恩に答へ給ふ、且つ三種神器を、正殿に奉

鳥見山ノ
靈時

畠傍山の陵

祀して、天祖の神靈とし、以て天下に臨み給ひ永く國家を經營し給ひしが、御位に在しますこと、七十六年にて崩じ給へり、聖壽百二十七歲、或は百三十七歲とも云ふ。大和國高市郡山本村、畠傍山東北山陵に葬奉れり。

四年一月甲申の詔

皇祖之靈也、自天降鑒、光助朕躬。今諸虜已平、海內無事。可以郊祀天神用申。大孝者也。神武天皇の御事跡に就ては、誠之堂發行に係る新海肇氏の著「皇祖神武天皇」と云ふ書、文章平易にして能く詳説せられたり、就て見るべし。

(九) 孟夏季秋の神衣祭

五月十四日の一回

此の御祭は、孟夏五月ノ十季秋十月ノ十の二季に行はるゝ伊勢大神宮の神衣祭にして、服部氏、麻績氏の人々、各自潔齋して、祭月の一日より、神御衣を織始め、十四日に至りて、此御祭を行はせらる。凡そ衣服は、人生缺くべからざる。三要素の一つなれば、古來重儀として、此の御祭を行ひ、範を後世に、垂れ給ひし所以なれば、機業者並に、

孟夏季秋
の神衣祭

神御衣奉

織

婦女子を始めて、直接此事に、關係なきものと雖も平素身に纏ふ、衣服の道を教へ給ひし、御恩澤を思ひ、當日は各氏神社に參拜して、御神恩に報奉るべきことなり。

御來歷

太古天照大神、石窟に隠り坐すに及んで、長白羽神は麻を植ゑ、天日鷦
神、津昨見神は、穀木綿を植ゑ、天羽槌雄神は文布
また人面等の祖天棚機姫神は、桑葉を植ゑ、蠶糸を織りて、大神の神衣
を供進らしめ給ひしに起因す。歷代此に倣ひ給ひて、變更なかりしが、
十一代垂仁天皇の御代、大神の宮を伊勢の宇治に、建給ふ時に方り、同
所に入尋機殿八尋とは彌廣にて廣くを建て、天棚機姫神の裔孫八千々姫命をして、神衣を織らしめ給ひ、四十四代天武天皇の御代、神服、麻績の兩機殿
を建て、神衣を奉り、大寶元年天皇の御宇、四十二代文武に至りて、其制を定め給ひ、又延
喜年中六十代醍醐には、更に嚴重なる制度を設けて、御衣を奉らしめ給ひし

神御衣祭
御來歷
蠶織の始
文布織

八尋機殿
を初て宇治
給ふに建て

神服部麻績の兩氏

は、其尤も著しきものなるが、猶今日に至るも、機織神等の子孫をして、之を奉織せしめ給へり。
神宮雜例集に曰く、神服機殿ハタドノアリ在飯野郡服村、麻績機殿ハタドノアリ在同郡井手郷とあり。

神服部氏は、服部連祖天御梓命の後裔にして、代々伊勢に住す。服部とは、機織の略言なり。又麻績氏は、麻績連祖長白羽神の後裔にして、此れ亦伊勢に住す。麻績は、苧績の略言なり。

○機織の神等の子孫は、諸國に散在すれども、伊勢神宮との關係上、尤も多く伊勢ノ國に、住居せられしものならむ。因に云ふ廷喜式内社、伊勢ノ國十九座の内、高宮ノ廟に鎮座の倭文じんぶんや祭神、天羽はは、我鈴本家の祖先ノ神として、代々祠いのち守たりしが、今にチゴケとて、麻を績みて入れたる、檜の曲物まげものやうのものを存せり。是れ有名なる、高宮織の起れる所以なれども、今は打絶えて、見るべきものなし。

（一〇）大祓の神事　十六月三十日（恒例）の兩度竝に臨時
大祓の神事に、恒例と臨時との區別あり、恒例の大祓は、一人一己の祓に非
大祓に恒例と臨時の別あり

大祓の神事

大祓に恒例と臨時の別あり

節折の神事

すして、六月と十一月との晦の日に、宮中にて百官人を始め、天下萬民の爲めに、種々の罪穢を、祓清め給ふ神事なり。又宮中にては、當日大祓の式後、節折の神事とて、天皇及皇后、皇太子の御爲に、竹の枝を折りて御長の寸法を量り奉る、特別の御祓あり。因て當日は、全國の官國幣社を始めて、府縣郷村社に於ても、此の大祓式を行奉るなり。

さて六月の大祓は、一月より六月までに犯せる罪穢をば、官より祓物過罪の、ひとして出だすもの、を出して、六月三十日の大祓に祓清め、七月より十一月までに犯せる罪穢をば、十二月三十一日の大祓に、祓清め給ふ、之を恒例の大祓と云ふなり。臨時の大祓とは、罪穢ある時にのぞみて之を行ふ。また平生、大祓の詞を唱ふることあり、そは此の大祓の德を以て、知らず識らずの内に犯せる、各自の罪穢をば、祓清めて、幸福を祈る爲めに行ふなり。故に氏子各自に對する、御祭などには、氏神の御祭にも此祓ノ詞最も盛んに、此の大祓の詞を唱へて、觸穢を解除し、内心一點の疚しき事なく、清々しき人となるこ

大祓の起原

そ、誠の敬神尊皇の民とは云ふべきなれ。

起原、沿革等

太古伊邪諾尊、黃泉國に往て、汚穢に觸れ給ひ、海水に沐浴して、祓除し給ふ、又素盞鳴尊、高天原朝廷に於て、天罪を犯し給ふに方り、諸神之を責めて、千座置戸其罪を贖はしめ、天兒屋命をして、祓詞を宣べしめ給へり。

神武天皇、已に天下を平定し給ひ、皇祖天神を祭り、天兒屋命の孫天種子ノ命をして、天罪國罪を、國罪は天罪に對して此國にて犯せいかずして、天罪國罪を、種々の罪を云ふ、天罪上に出づ、解除せしめ給ふ。又十四代仲哀天皇崩御の時、皇后息長足姫命は、武内宿禰に命せて、國の大幣を取て、天罪國罪を求めて、諸國の大祓を爲さしめ給ふ。

文武四十四代醍醐六十兩朝の官制に、天皇踐祚大嘗祭御即位後に行はせらるべき御一代一度の大祭の御時には、大祓使を諸國に遣はして、大祓を行はしめ給ふことに定めさせたり。因に大正一年七月三十日は、先帝陛下の御一年祭に、當らせ給ふを以て、

諸國の大祓祭に大祓使を諸國に班ち玉臨終御了一年祭終了後

千座置戸

天罪國罪

原沿革

諸國の大祓祭に大祓使を諸國に班ち玉臨終御了一年祭終了後

古の御儀なり。玉ふは上式時に大祓古の御儀には、忌明には、何宗旨の如きに拘らざるを行ふ。各々家々にても、大祓式を行ふ。當日一年祭御終了後、御尊靈は、皇靈殿に移御し奉り、然して後、宮城二重橋門内にて、大祓の式を舉げさせられ、此に全く宮中の御大喪は解除するに至るべしと拜承す。こは元より、上古の御制度に、准せらるる御ことにて、各氏子の家々にても、忌明などには、五十日、百ヶ日、或は一周忌など其他の事故にて行ふ土地の神官を招きて、大祓の式を行へるは、全く朝廷の御儀式に、倣ひ奉れるなり。

(一一) 明治天皇祭

七月三十日

先帝陛下の御例祭は、神武、孝明の一帝と御同様嚴典なる御祭祀を行はせらるゝ御ことに、拜察し奉れるも元より大内山の御事、吾等微臣の深く窺奉るべきにあらず。天皇の御偉德御大業は今更申すも恐れど、聊か御事蹟の大要を謹記し奉ることとなしぬ。明治天皇の神宮御奉建に就ては、已に御決定の由なるも、御社名並御敷地決定御座地に。

に就き、内務省神宮奉祀調査會にて久しく調査中の處、愈御社名を明治神宮と奉稱し、御鎮座地は東都代々木と決定したるを以て、奏請の上不日御造營の運びに至るべしと云ふ。

御事蹟

御諱は睦仁、孝明天皇の第二の皇子、百二十二代の天皇に坐しませり、天賀英邁、夙に御聰明に渡らせらる、初め祐宮と申す、嘉永五年九月十二日(後に陽曆に換算して)御降誕、萬延元年七月十日、御年九歳にて皇太子に立たせられ、御父孝明天皇、慶應二年十一月二十五日(陽曆に換へて、一月三十日に改め玉ふ)御年三十六歳にて、崩御あらせ給ひしかば、其翌三年正月九日、御年十六歳にて御践祚(御父も御同年にて)此年徳川慶喜大政を奉還す、同四年八月二十七日、御即位の大典を舉げさせ給ひ、年號を改めて、明治元年となす、此年天神地祇を敬祭して、五箇條の御誓約をなし給ひ、翌明治二年東幸して、帝都を東京に奠め給ふ、同三年正月三日、神祇官に御して、天神地祇、八

五箇條の
御誓文
東京奠都

神及歴代の皇靈を鎮祭し、孝敬を申べさせ給ふ、又明治五年徵兵令を布きて、健兒皆兵の古制に復し、同十五年には、聖諭を軍人に頒ち給ひぬ。

かくて陛下は、五箇條の御誓文に基づき、漸次其歩を進め給ひて、明治二十二年に憲法を發布し、翌二十三年に國會を開設して、臣民に參政の権を與へ、廣く公議輿論を採納し給ひ、爾來軍務に教育に、或は司法に、各方面に大御心を濶がせられ、暫優詔を下し給ひて、士氣を鼓舞し、或

は學術技藝を獎勵し給ひ、茲に萬機を鬱すこと、四十有五年一日の如く、聊かも倦ませ給はず、其の御勵精のほど、眞に驚嘆し奉るの外なし。

明治二十七年及同三十七年には、東洋平和の爲めに、清露に對し、二大開戦を宣し給ひて、連戦連勝の結果、臺灣島及樺太の南半を獲得して、

我帝國の地位を、世界に知らしめ給ひ、又三十五年には、日英同盟を締結せられ、尋で攻守同盟成立す、明治四十三年韓國は、帝國に併合し、至仁至愛なる皇恩に浴するに至る、斯の如くして、我領土は漸次擴まり、

韓國併合

二大戰役

憲法發布

の御制

健兒皆兵

御不例

崩御

御謚號

國運は隆々として、宇内に宣揚せらるゝに至れるは、前古曾て、其比を見ざる處、是れ一に叡聖文武なる、先帝陛下の、御威徳の然らしめ給ひし所なり。

然るに陛下には、去る七月十四日以來、御不例外に渡らせられ、御病日々に重らせ給へるを以て、吾々臣民は、日夜御平癒を、神明に祈請し奉り御聖壽の萬々歳を祈奉りしも、明治四十五年七月三十日午前零時四十三分と申すに、遂に崩御遊ばされたり、ア、哀し、ア、陛下の御聖徳は、如何なる辭、如何なる筆を以てするも、稱へ奉ること能はず、陛下御位に在し坐すこと、實に四十五年、御寶算六十一、復再び御尊體を、拜し奉ること能はず、嗚呼哀かな。

大正元年八月二十七日明治天皇の御謚號を奉らせ給ひ、今上陛下御靈前へ進ませられ親しく御奉告遊ばせられたり。

明治三年正月三日勅

神祇御崇
祭の勅

朕恭惟大祖創業崇敬神明愛撫蒼生祭政一致所由來遠矣。朕以寡弱夙承聖緒日夜悚惕懼天職之或虧乃祇鎮祭天神地祇八神賢列皇神靈于神祇官以申孝敬庶幾使億兆有所矜式。

○先帝陛下の御謚號並に御例祭等は、此の稿を了りし後、公布に接したるを以て、今度の再刻に當りて尙修正を加へざる節多し、見む人之を諒せられよ。

天長節

天長地久

本日は、今上陛下の、御降誕あらせられし最も目出度き吉日なるを以て、天と共に長く、地と共に久しく、此世に在しまして、天津日嗣知食すやう、御祝申して、天長節と、稱し奉れるなり。此日宮中に於かせられては、皇祖神祇を御敬祭遊ばされ、又治にゐて、亂を忘れ給はぬ、深き思召より、觀兵式の御盛儀を行はせらる。故に國民たるもののは、悉く業を休みて、氏神社又は、最寄神社に參拜して、陛下の聖壽萬歳、寶祚の無窮を、祈奉るべきことなり。

(一一) 天長節

八月三十日

六八

今上天皇
御事歷

今上天皇御事歷
明治天皇第三皇子、御諱嘉仁、明治十二年八月三十一日、御降誕あらせらる、明治二十年八月三十一日、東宮御宣下あり、同二十二年十一月三日、御父天皇の、御生誕の賀節に方り、御年十一にて皇太子に立たせ給ふ。三十三年五月十日、九條道孝公の、第三女節子姫を納して、御結婚の大禮を擧げさせらる。四十五年七月三十日、御父帝の崩御と同時に、寶祚を踐ませ給ひ、大統を承けて、天下に君臨し給ふ。

起原竝に出典等

續日本紀に曰く、光仁天皇九代の寶龜六年九月壬寅の條に「勅、十月十三日是朕生日、每至此辰云々仍名此日爲天長節」と見えたり。古來我邦は不文實行の國なれば、必ず是れ以前より、行はれしことゝ思へども、我史籍に見えたるは、蓋此御代を以て始とす。天長の出典は、漢籍の老子に、天長地久とあるに、據られたるものと思はる。

起原出典

天長節の起原出典

明治元年八月二十六日の布告に、「九月二十二日ハ聖上ノ御誕辰相當ニ付
陽曆ニ改メテ毎年此辰ヲ以テ群臣ニ酺宴ヲ賜ヒ、天長節御執行相成、天下ノ
刑戮被差停候、偏ニ衆庶ト御慶福ヲ、共ニ被遊候思召ニ候間、於庶民一
同御嘉節ヲ奉祝候様、被仰出候事」と達せられたり、是れ現今行はせ
らるゝ天長節なり。

されば當日一堂に會して、祝杯を擧げ、又は單に、祝意を表するばかり
にては、予は甚だ飽き足らぬ心地のせらるゝなり。其は陛下御親のみ祝
賀を、受けさせ給ふ御爲のみにはあらず、衆庶と慶福を共に遊ばすとの
有難き思召なるを以て、只日出度き御日ゆゑ、業を休みて、祝意を表す
のみにては、濟まぬ譯なり。申すも中々に、恐こかれど、陛下は只民
安かれと、常に國民の上を、御軫念あらせられ、天神地祇を崇祭して、
我々國民の爲めに、無事平穏ならむことを、御祈請下さる、御次第を忝
る。

なく思奉りて、當日は必ず、產土の社頭に參詣して、陛下の萬歳を、祈
念し奉り臣民たるものゝ、誠を致すべきことなり。但し一村會合の時は
學校などに皇祖皇宗を祭るも亦適法ならむ。

○猶當日祭典後、神酒の直會を酌交して、萬歳を祝奉りなば、一層時宜にも適ひ、よき方法とこそ、云ふべけれ。

(一三) 神嘗祭

十月十七日

今年の新穀を以て、作り給へる御酒と御饌とを、天皇より伊勢兩大神宮に、
進新穀御獻
豊受姫尊の御神德
の御神德
兩大神宮の御宏恩

供進らせ給ふ、御祭典なり。神代の昔、豊受姫尊の御神德により、穀物
の種子の出來たるを、天祖天照大神宮之を御覽あそばし、此物どもは、我
愛すべき人民の、食て生くべきものなりと詔せられて、其種子を、田畠に
蒔播されたるが、漸次天下に弘まり、萬民の朝夕之を食して、生命を保つ
ことを得るに至れるは、全く伊勢兩大神宮の御神德、御神恩なるにより、
天皇は今年の新米を、先づ第一に、兩大神宮に御獻進あり、御使を遣はさ

れて、幣帛を供へ給ふ、同時に宮中にも、遙拜の式を行はせ給ひ、畢て賢所の御親祭あらせらる。因て國民たるものは、當日氏神社又は、最寄神社に於て、遙拜をなし、御神恩の辱なきを、拜謝せざるべからず。

儀式神嘗祭御

凡そ例幣使には、諸王を以て之に充てられ、中臣、忌部の一氏之に隨從す、中世より王氏及中臣忌部にト部を加へ四姓の使をもつて其發遣の日には、天皇祭服を著され、大稱せしが、後に其人無きを以て他人の人と代りとす、其發遣の日には、天皇祭服を著され、大極殿祇官には神官に御して、拜禮し給ふ、例幣使等は、九月十一日神祇官より發向し、二十日に至りて復命す、其儀先づ前日五月十日豊受宮に朝夕の御饌及び黑白の二酒を供し、祭日即ち十六日、更に拔穂の稻を供し、懸稅の稻を、内外の玉垣に懸く、此日齋王、太玉串を獻じて拜禮あり、忌部幣帛を捧げ、中臣宣命天皇の勅命を奏し、宮司恒例の祝詞を奏す、次に幣帛を神殿に納め、朝使及神官等倭舞管絃などと合せて舞ふ、奏し、直會殿にて大直會祭事滞りなく済みて恒にを賜ひ、又祿當を云ふ、を賜はる、

大直會

拔穂の稻
懸稅の稻

原神嘗祭起

兵亂の爲
朝綱廢弛

御再興

其翌十七日皇大神宮内を祭る、其儀豐受宮と御同様なり。
起原沿革
上古已に此儀ありたるも、文武天皇の大寶年間、神嘗祭を毎年季秋と制められたるは、蓋し史に見えたる始めなるべし。元正天皇四十養老五年九月十一日、天皇内安殿に御し使を遣して、神宮に幣帛を奉らしめ給ふ。爾後十一日を恒例となし給ふにより、之を稱して例幣と云ふ。中頃兵亂の爲め朝綱廢弛と共に、祭祀の禮も亦舊制の如くならず、時に或は用度なきを以て、例日に幣帛を、獻するを得ざりしことさへありき。後光明天皇百正保四年勅して、之を再興せられ、明治四年より、古例の九月十七日に行はせらる、明治二十二年より十月十七日に定め給ひ、天皇神嘉殿に御して、神宮遙拜の式を行はせられ、畢て賢所の御親祭あり、以て現今に至れり。

(一四) 新嘗祭(大嘗祭_{御祭日は特に定めさせらる}) 十一月二十三日

天皇親し
新く神祇に
新穀を進
らせらる

五穀豐熟
の報賽

大嘗祭

大嘗祭新
嘗祭の區
別

本日は、今年の新米を以て作り給へる御食御酒を、天皇御手づから、天祖天照大神をあまてらすおは祖おほと申すも同じおなじを始はじめ奉まつり天神地祇に、御供進ごきよしんあらせられ、御親みづからも召めざされ給さへり、其の報賽ほうさい御み神かみ禮れいとの御祭典なり。天皇の御代の始はじ方に方むかりて、行おこなはせらるゝ新嘗祭おほを、大嘗祭おほ御み一代だい一度いちどの大祭だいさいにて、之おのな大祇だいきと稱めいとも稱めいして、昔むかしは大嘗おほ、新嘗おほとも、
へだてなく稱めいへられたり。恩師井上博士は「後世になりては、御代の始はじに行おこなはるゝのを、大嘗祭おほと申まなし、毎年行おこなはるゝのを、新嘗祭おほと申まなして、分わけけてある、かやうにしたのは、一代一度の大嘗祭おほと、混こんじ易やすきより、唱うたへかへたものであらう。」と云いはれたり。さて上かみにも述べたるが如ごとく、五穀ごこの初はじめは、天照大神あまてらすおはが、蒼生あそを可愛かわいと思おも召めざす、大御心おほみより、保食ほしノ神み豊とよ受うけひ命みことと、

御共力ごきょうりょくあらせられて、其の種子たねを、普ふねく播植ばつしょくしめ給さへひしものなれば、天皇の御即位ごそくいあらせらるゝや、天祖おほみさるの大御心おほみを、大御心おほみとせられ、深く農作物のうさくぶつの上うへを、御軫念ごしんねんあらせらるゝが故ゆゑに、御代ごだいの始はじの新嘗祭おほは、御代ごだいに於おはかせられては特に悠紀ゆうき、新穀しんこを供奉こうぶうする第一の國くに主基しゆき此國このくにの長官ながくわんを擔當たんとうす、共ともにの一國くにを選定せんていして、穀物こくもつに就ついて、古式古例こしきこりのまゝに重大なる御祭儀ごさいぎを、行おこなはせらるゝのは、皆此の所以ゆゑなるを以もつて、國民こくみんたるものには、一日も無くて叶かなはぬ、五穀ごこを成幸なしこきひ給さへひし、大神等おほのかみたちの御恩澤ごおんたく並ならひに天皇の深き思召おもしさしを片時かたときも忘うながすことなく、當日は各產土社さなしやに於おはて、鄭重なる報謝ほうしゃ祭さいを仕奉つかまつるべきことなり。

新嘗祭おほの文中なかにて述べたるが如ごとく、御例祭ごれいさいと同様どうよう新嘗おほの二大祭だいさいにも、府縣鄉村社ふけんごうそんしゃへ神饌幣帛料しんぜんひぱりょうを供進ごきよしんのこと定められたる喜よろこびは、職じゆを神社じんじゃに奉まつずるもののみに非あず、亦以またて國民全體こくみんぜんたいの慶祝けいしゆに堪こなへざる所ところなりとす。

農村のうそんにありては、本月は繁忙はんぱうの時期じきなれば、適當ふりふなる月日つきひを擇えらびて、稻いなの初穗はつほを、神前じんぜんにうづ高く捧たおげ賑たま々しく、御祭ごさいを行おこなふべきなり。

國家の祭
於ける最も
重大なる御儀

此の御祭は國家の祭祀中に於ける最も重大の御儀なるもの、一にして天祖の賜物なる、五穀の豐熟を謝し奉らむ爲め、新米にて作り給へる御酒御食を、天皇大御手づから、神祇に供へさせ給ふ最も御重禮の御祭儀なり。故に其起原沿革等の記事、頗る多かれども甚だ複雜多岐に涉るべければ今之を省略し、明治元年十一月十五日の御布告、並に水戸の學者、會澤安先生の草偃和言に詳記されたるを以て、左に之を轉載掲記すること、なしぬ。

新嘗祭御布告

新嘗祭御布告

來十八日、明治元年十一月新嘗祭ニ相當リ、御祭ハ於京都被爲行候得共、主上御遙拜被爲在候。右祭ノ儀ハ、先、皇國ノ稻穀ハ、天照大神、顯見蒼生ノ食而可活モノナリト詔命アラセラレ、於天上、狹田、長田ニ令植給ヒシ稻チ、皇孫降臨ノ時、下シ給ヘルモノナレバ、其神恩ヲ忘給ハズ、且、旱霖ノ憂無之様ニト、神武天皇以來、世々ノ天皇、十一月中卯ノ日、當年ノ新穀ヲ、天神地祇ニ供セラル、重禮ニテ、三千年ニ近ク被爲行、來

散齋致齋

梵鐘誦經
止す
梵音を禁

ル十一月朔日ヨリ、散齋、致齋ノ御戒被爲在、萬民撫恤ノ爲ニ、御親祭被爲在候事、誠以、下々ノ身ニテハ、難有御儀ニ候。諸般ノ事ハ、中世以來、他邦ノ風儀モ立交候ヘドモ、神事ノミハ古代ノ儘ニテ、聊モ、駁雜無之、純粹ノ古道ニ候。京都及山城ノ國中ハ、當日ヨリ明朝マデ、梵鐘誦經ノ音ヲ禁止シ、庶民ニ至迄、一意ニ、神祇ヲ尊崇スベキ御定ニ有之天下一統、昔ハ、新嘗ノ日ハ、戸ヲ閉齋戒イタシ候趣、古歌ニ相見工候ヘドモ、只今ニ至候テハ、其子細モ不存、徒ニ打過候故、及御布告候。右ノ譯ニテ、全御仁恤ノ叡慮ヨリ被爲行御祭候條、公卿、諸侯、大夫、庶人ニ至迄、篤ク相心得、當日ハ、潔齋神祇ヲ拜シ、其ニ、五穀豐熟、天下泰平ヲ、神祇ニ祈奉ルベシ。面々、毎日食シ候米穀ハ、其元、天祖ノ賜物ナル事ヲ知、御國恩ノ辱キ事ヲ相辨候ハ、遊興安臥シテ在ベキニアラズ、寒村、僻邑ノ土民、雨ヲ祈晴ヲ願候モ、必感應有之、況天下一同、至尊ノ御仁慮ヲ體認シ奉リ、共ニ祈請シ奉ルニ於テハ、神祇ノ冥感

遊興安臥

神祇の冥

草偃和言
感、殊ニ速ナルベキ事ニ候。

會澤安先生の草偃和言に曰はく
上略忝くも、至尊これを受取せ給ひて、御飯、御酒となし、親ら、天神に供し給ふ。是萬民の、天神に報い奉らんとする誠心を、玉體に負はせ給ひて、これを、天神に通じ給ふ御事なるに、天下の臣民も此義を知りて、此日には、祝ひ喜びて、天恩を仰ぎ奉るべき也。今は拔穂などの事も、やみて行はれず、悠紀、主基の國も、常に定りて、卜定といふ事なれば、諸國の人民、今日、かやうの大祭ある事をも知らざれども、今も、天神の播種せられし米穀を食て生活しながら、其種を得たる源をも知らず。天神の賜物を輕忽にせんは、恐るべき事にあらずや、されば、士民となく、今日、或は神社に詣で、或は親戚、朋友會集して、新穀を嘗め、共に天神の深恩を謝し奉らん事を思ふべきなり。

と、是れにて、新嘗祭の如何に御重禮、且つ忽に、思ふべからざること天神の輕忽賜物を附すべからず
萬民に代りて天神代に通じ玉神ム

を、知るべきなり。

前編に記載の、初宮詣で、以下諸祭の、御由來等を、解述すべき筈なりしも、餘りに長編に涉るの嫌ひあるを以て、茲に吾人の生存上に就て、最も厚き御惠澤を蒙り奉る、初午祭神の一節を掲出し他は之を省略き、別に附錄として、神名靈魂等の解説を載したれば、參照せられたし。

(一五) 初午祭神御來歴

初午祭の祭神は、宇迦之御魂ノ神ウカモトノカミにて、此神を初午神と申す所以は、今より一千二百三年前即ち元明天皇四十年の和銅四年二月九日、山城國紀伊郡深草村の稻荷山にて初めて御形を現はし給ひしにより、稻荷ノ大神と申す、今官幣大社伏見稻荷神社是なり。さて此神は稻の御魂ノ神にて五穀を初め萬の物を掌り給ふうちにも、衣食住の主神として、此の大神の深恩を、蒙り奉らざれば、吾々人類は此世に於て、生命を完うすること能はざるなり。

初の午の

八〇

然して、暦を按するに、和銅四年一月九日は、即ち初めの午の日に、當れるを以て、此神の初めて、稻荷山に現はれ給ひし、二月の初めの午の日を、御祭日と定められ、農村の都合上、別に日を定めず、各所に於て、鄭重なる祭典を奉事し、平素の神恩に報い、且つ將來の恩澤を、祈禱し奉る所以なり。而して此神は、厄除の大神である。

伊勢の外宮即ち豐受大神宮豊受姫ノ尊と御同神にて、女神には、在し坐せど、宏大無邊なる、御靈德を備へさせ給ふにより、此神に御祈願申せば、氏の大神とも、御共力ありて、如何なる難事と雖も、叶へさせ給はぬ事なし。殊に古來厄除の大神と稱奉り、本年の厄年に當れるものは勿論、老幼男女の差別なく、初午祭には、賑々しく相携へて參詣し現在は元より、子々孫孫までの、無事幸福を、祈請し奉るべきことなり。

稻荷の意

稻荷とは、稻生の義にて、稻は息の根、即ち命の根本と云ふ意なり。此の神の亦の御名を、保食神と申すは、食物を保持ち坐す神の御義にて、和名抄と云ふ古書にも保は猶保持の如し、宇氣は食の義なり、言は是れ、

蠶織の御

かを神絲家は恩此製
蠶家を忘る深く

食物を保持するの神なりと、あるを以て知るべし。
猶此大神を、古來養蠶の神として、農家に於て最も尊崇する所以は、天祖天照大神、嘗て天ノ熊大人を御使として、此神の御身に、蠶の化生坐せるを、奉進らしめ給へるが、抑、養蠶の大元にて、此時のことを、日本書紀に記されて曰はく、上略眉上生蠶。眼中生稗。腹中生稻。中略又口裏含蠶。便得抽絲。自此初有養蠶之道焉云々。と見えたるを以て、此大神等の御深恩によりて、今日のことき發達を得たることなれば、養蠶家及び製絲家は、之を苟且に念はず、養蠶祭を執行して、益々御惠澤に浴し奉るべきなり。

附

錄

神名靈魂竝に妖鬼等の解説

○天神

天津國に坐す神等を申す。本文

○國神

高天原に坐す神を、天神と申すに
對へて、此國に坐す神を申す。

○天

祖

天皇の、遠津御祖神にて、天御中主ノ
大神より、天照大神までを申す。

○造化三神

天御中主ノ神、高皇產靈ノ神、神皇產
靈ノ神を申す。此ノ三柱ノ神、天地の最

初に生出まして、天、地、日、月、星を始め、人類萬物を

悉く成初め給ひ、造物造化の根元を掌どり給へり。

○皇太一一祖

伊邪諾伊邪冊ノ一柱大神を申す。此神は國家國土

を修理固成め神人を産成し給へ

り。生魂足魂の條、見合すべし。

○皇親神漏岐神漏彌

皇親は、天皇の、親み坐る御言なり。神漏岐、神漏彌は、大御祖の

男君、女君と云る義にて。崇め親み給ふ、高皇產靈神及天照大神を申す。

○皇祖皇宗

天皇の御大祖を申せり。分ていへば天ノ
御中主ノ神、天照大神を皇祖、皇宗とは

神武天皇以下
列聖を申す。

○皇天一祖
大神を申せり。

○大祖
人皇第一代神武天皇の御事なり。

二
神倭伊波禮毘古ノ命を申せり。即ち其御德を御譲て、日ノ神とは、申上たるなり。亦御名を大日靈貴尊と申すも其の謂なり。

○日神

天照日之大御神とも申して、天津國に鎮り坐て、六合に照徹。らせる御聖德おはせしを以て其御德を御譲て、日ノ神とは、申上たるなり。亦御名を大日靈貴尊と申すも其の謂なり。

○月神

月讀ノ命素盞鳴尊の亦の名にて和魂なり。月界に鎮り坐て、夜を照し給へる神の名日神。其光彩日に亞げりとあるによる御名讀は一夜一夜と數ひ故に負せ奉れり。

○天照皇大神宮

伊勢國度會郡宇治の五十鈴川上に鎮座す天照大御神にて、十一代垂仁天皇の御代に、皇女倭姫命を御杖代として、祭鎮せしめ給へるなり。天下の主を生まざらんやとて大神を生み給ふ、父母神大に喜び給ひて高天原を治めしめ給ふ。

○豐受皇大神宮

元天照皇大神宮の別宮なりしが、二十一代雄略天皇の御代、御夢の御告によりて、丹波國より今度會郡山田に遷奉りしなり。此神は五穀の元

靈と座して、衣食住を主掌り給ふ、豊は美稱言受

○御年皇神等

大年、御年、若年の三神を始め、五穀に御功

ありし、神等を申すなり。年とは五穀の總稱なれど主として稻を云ふ、稻は春種子を下して冬收むるまで凡一年を経る故にかく云ふ。

○伊勢二宮乃相殿皇

荒祭ノ宮、伊弉諾神社は、正

神等 内宮には、天手力男ノ命、萬幡豐秋津姬ノ命を祀り。外宮には、皇孫遯々藝ノ命、天兒屋ノ命、天太玉ノ命を祀れり。

○同別宮

内宮の別宮は、尾張國熱田

殿二宇相並べり。東殿には草薙ノ劍、西殿には中央に日本武ノ尊、西は天照大神。

○熱田大神

荒祭ノ宮、伊弉諾

素盞鳴尊を祭り。東は、宮賣姬ノ命、建稻種ノ命を祭り、大宮五座と申せり。

○五元神

内宮の別宮は、

志那都比古ノ神、志那都比賣ノ神、火ノ神、迦具土ノ神。金ノ神、金山毘古ノ神、金山比賣ノ神。土ノ神、

○木神

久々能智ノ神なり。木祖とも申

と共に、生出坐せし、其御靈なるが、即ち其の五元を掌り給ふ大神等なり。

○海神

大綿津見ノ神なり。海をワタと云は渡るの義、ツは助字にてノと云ふも同じ、ミは靈の義に

て即ち海の靈の神に坐せり。

○山神

大山祇ノ神なり。山の御靈に坐す神なり。山祇の御義上の綿津見を参考せよ。

せり。延喜式に屋船久々遅ノ命是木靈也とあるによりて、豐受姬ノ神の分靈なること。草祖とも申せり。

○水戸神

速秋津日子ノ神、速秋津比賣ノ神なり。ミナトは、水門の義にて、海に出入る門口なり。

○野神

屋鹿

野比賣ノ神なり。

○水分神

事古

記に、天之水分ノ神、國之水分ノ神とあり。大和國の吉野、宇陀、都祁、葛木等に坐す。水分ノ神社是なり。くまりは分配にて都合よく水をくばり頌ち給ふ神なり。

○井神

能波

神、御井ノ神、天ノ忍雲根ノ神を申す。御井ノ神は、木俣ノ神とも申して井を掘に、御功ありし神なり。忍雲根ノ神は、天孫降臨の後、再び天上に參上り坐して、天津水を申し受け、還降り坐し、神なり。

○坐摩神

居處領の義にて、皇居の地を守り給ふ

○产神

能賣

此神に登り坐し、時の勢によりて、鳴雷神とも稱奉れり。

○竈神

神御井神阿須波波伊岐の三神なり。

○氏神

其氏の神を云なれど、今は産土神をも申せり。前篇氏

土神 本居をも訓り、ウブスナは、令生根の義にて、誰にまれ其生れたる土地の、鎮守ノ神を申すなり。

○廁神

火產靈神、奥津日子ノ神、奥津日女ノ神を申す。

○塞神

火產靈神は火の元靈なり。

對照すべし。

○宅神

屋船豊宇氣姫ノ命屋

○門神

船句々能智命なり。

○金工神

櫛磐彌ノ神、豊鍛冶とも、またカタシとも云へり。

○幽冥大神

十代崇神天皇の御代に、模

○舟工

八衢比古ノ神、八衢比賣ノ神、

神、御膳神、事代主ノ神等を申せり。委く

焚の事を敷へ給ひしなり。

○門神

櫛磐彌ノ神、豊

手置帆負ノ命、彦狹知ノ命を申す。即ち大工の祖神なり。

○金工神

櫛磐彌ノ神、豊

舟は浮寶と云ひて、素盞嗚命の造初め給ひしなり。鹽土ノ老翁は海

○金工神

櫛磐彌ノ神、豊

申す所をいふ。此神は幽政の主宰となりて、世中

○金工神

櫛磐彌ノ神、豊

岐神なり。此三神は、黄泉國の邪鬼を防ぎ護り給ひし謂れに。

○金工神

櫛磐彌ノ神、豊

路を教へ給ひ、住吉ノ大神は、船の往來を守り給ふ神に坐せり。

○金工神

櫛磐彌ノ神、豊

坐す所をいふ。此神は、黄泉國の邪鬼を防ぎ護り給ひし謂れに。

○金工神

櫛磐彌ノ神、豊

よりて、京にも諸國にも、一村一家にも、祭鎮すべき神なり。

○金工神

櫛磐彌ノ神、豊

坐す所をいふ。此神は、黄泉國の邪鬼を防ぎ護り給ひし謂れに。

○金工神

櫛磐彌ノ神、豊

五

此土を皇孫に奉上り給ひし、忠孝比類なき神なり。故に皇城守護の神として、祭らせ給へり。上の鎮魂八神見合すべし。事代とは父の心の援れんことを思ひ、言の表を立てゝ、幽冥に隠れ給ひしより、名に負ひませり。主は大人の義なり。

守り給ふ

○禍津日神

本居翁の歌に善き人を世に苦しむる禍津日神のこゝろのすへもすべなさとあり。

直し、荒ぶる心を宥めて、

○厄除神

病は元より諸病の解禳を祈り奉る

○疫神

に靈驗灼なるは此大神なり。

○直日神

作ニ疫神、帝顕頃有三子、生而亡去爲鬼、其一者居ニ江水、是爲ニ廬鬼、其一者居ニ若水、是爲ニ廬鬼、其一者居ニ人宮樞隅處、善驚ニ小兒、按東京賦李註引ニ漢舊儀曰、昔顕頃氏之有三子、亡而爲ニ疫鬼、其居ニ江

作ノ時、出顯坐し、神にて、諸の禍を

○祓處神

須佐之男ノ命なり。疫病諸厄を攘却給へる由の御名なり。每年六月天王祭とて此神を祭り麻疹や痘瘡のごとき流行

○出雲大神

支那より渡せし廬鬼、廻廻、瘡鬼の三なる疫鬼を云ふなり。箋註倭名類聚抄に「獨斷一卷漢蔡邕撰原書

水爲ニ瘡鬼、其文與ニ此所レ引獨斷二同と見ゆ。

○醫神

己貪命、少名彥命の一神、病を癒す法を始め給へり。

○祓處神

瀬織津比賣ノ神、速開都比賣ノ神、

氣吹戸主ノ神、速佐須良比賣ノ神を申せり。

○多賀大神

伊邪那岐ノ命なり。多賀に鎮座ませしなり。古事記に故其

右事解男ノ神なり。下宮は天照大神須佐之男ノ命を祀れり。

○出雲大神

出雲國杵築ノ宮に鎮座す、

郡多何神社二座とある神なり。

○熊野大神

紀伊國なる、上ノ宮三社は、中伊邪那美ノ神、

伊邪那岐大神者、坐ニ淡海之多賀也、延喜式に近江國大上

大穴持神也。此神は御別名頗る多ければ御名に負せ奉れり。名の多きは功績の著しき故にて非常に譽れとせしなり。此神大地主ノ神となりて、幽政を統治し給へり。大國主神、大物主神、大國魂神、葦原醜男神、八千矛神など其他猶多く。國土經綸の大神にして此神の管掌し給はぬも

のなし。然して杵築ノ宮の鎮座は神代に係り、天ノ穗日命以來連綿國造千家氏祭官たり。

○龍田神

大和國龍田の立野に鎮座す、級津比古ノ神、級津比賣ノ神なり。天ノ御柱國ノ御柱ノ命とも稱へ奉れり。

○出雲大神

出雲國杵築ノ宮に鎮座す、

○玉

八
留魂　天地の大元主宰神天御中主ノ大神を申す。浮れ往く靈魂を、身體の中府に鎮留る、產靈を主宰り給ふ。造化三神を見合すべし。

○幸魂奇魂

幸魂は、其身を守りて幸わらしむるなり。奇魂は、萬事を覺知て、事業を成さしむる故の名なり。

○生魂足魂

生魂は、

靈などあるは、本體を云ひ、稻靈、稻魂などは、其功德をたゞへたるにて、恩頼は、また靈殖の意なり。

○皇神

スメは統知給ふ神の義なり。何

○大神

古事記に、天照大御神、伊佐那岐ノ大御神とあるによりて、至

て尊き神等は、大神と書てき、オホミカミと訓ひべき例なり。

○代々乃祖等

先代の祖靈を

○御魂

御靈も同じ、大神の御靈、先考の御

考命妣命　考妣は死したる、父母をいの御靈を申すなり。

○禍神

神をも尊みて然申せり。

○親族乃御靈

諸親族の御靈を云ふなり。

○歴朝皇靈

黄津醜女を妖魅、惡鬼など訓みて、廣く邪神の類を云へり。

○神氣

枉神とも書けり、世にも人にも、禍事を行ふ惡神を云へり。マガは元曲るより出

で、一切の惡事の名となれり。

○邪鬼

黄津醜女を妖魅、惡鬼など訓みて、廣く邪神の類を云へるは是なり。

○災厄

禍、殃、災厄を云ふなり。

ヘ　○蠱物　人をのろひ咀り。ふ術をいふ。

○蠱物

人をのろひ咀り。ふ術をいふ。

改氏神と氏子及附錄終

云神。大海原に持出む。此く持出往ば。荒潮の潮の八百道の。八潮道乃潮の
八百會に坐す速開津比賣と云神。持加加呑む。此く加加呑ば。氣吹戸に坐す
氣吹戸主と云神。根國底國に氣吹放む。此く氣吹放ば。根國底國に坐す速佐
須良比賣と云神。持佐須良比失む。此く佐須良比失ば。今日より始て。罪と云
罪は在じと。今日の夕日の降の大祓に祓給ひ清給事を。諸所聞食と恐み恐

メも
曰す。

大 祓 詞

禊 禊 の 詞

掛けまく。挂卷も畏き。伊邪諾大神筑紫の日向の橋の小戸の穂原に至坐て。御禊祓給ひし時に生り坐せる。祓戸大神等今日仕へ奉る公民等が過犯せる罪穢あらむをば。祓へ給へ清め給へと申す事を聞食せと。恐み恐みも白す。

大 禊 の 詞

高天原に神留坐す。皇らが親神漏伎神漏美命以て八百萬の神等を。神集に集賜ひ。神議に議賜て。我皇御孫命は。豊葦原の水穂の國を。安國と平く所知食と事依し奉き。如く依し奉し國中に。荒振神等をば。神問に問し賜ひ。神掃に拂賜て。語問し磐根樹根立。草の片葉も語止て。天の磐座放。天の八重雲を。伊頭の千別に千別て。天降依奉き。此く依奉し四方の國の中と。大倭日高見の國を。安國と定奉て。下つ磐根に宮柱太敷立。高天原に千木高知て。皇御孫命の瑞の御殿仕奉て。天の御蔭日の御蔭と隠坐て。安國と平けく所知食む。國中に成出む。天の益人等が過犯む種々の罪事は。天つ罪。國つ罪。許々太久の罪出む。此く出ば。天つ宮事以て。天つ金木を。本打切末打斷て。千座の置座に置足。天つ菅曾を本刃断末刈切て。八針に取辟て。天つ祝詞の太祝詞事を宣れ。如此宣ば。天つ神は。天の磐門を押披て。天の八重雲を。伊頭の千別に千

語問し磐根樹根立。草の片葉も語止て。天の磐座放。天の八重雲を。伊頭の

千別に千別て。天降依奉。此く依奉し四方の國の中と。大倭日高見の國を。

安國と定奉て。下つ磐根に宮柱太敷立。高天原に千木高知。皇御孫命の瑞御殿仕奉て。天の御蔭日の御蔭と隠坐て。安國と平けく所知食む。國中に

なりいて。天の益人等が過犯種々の罪事は。天つ罪國つ罪。許々太久の罪成出む。天の益人等が過犯種々の罪事は。天つ罪國つ罪。許々太久の罪

出む。此く出ば。天つ宮事以て。天つ金木を。本打切末打斷て。千座の置座に置足て。天つ菅曾を本刈斷末刈切て。八針に取辟て。天つ祝詞の太祝詞事を

宣れ。如此宣ば。天つ神は。天の磐門を押披て。天の八重雲を。伊頭の千別に千

別て所聞食む。國つ神は。高山の末。短山の末に上坐て。高山の伊褒理。短山の伊褒理を撥別て所聞食む。此く所聞食ば罪と云ふ罪は在じと。科戸の風の。

天の八重雲を吹放事の如く。朝の御霧夕の御霧を朝風夕風の吹拂事の如く。大津邊に居大船を。舳解放艦解放て。大海原に押放事の如く。彼方の繁

木が本を。焼鎌の敏鎌以て打掃事の如く。遺罪は在じと。祓賜ひ清給事を。高

山の末短山の末り。佐久那太理に。落多岐都速川の瀬に坐す。瀬織津比賣と

云神。大海原に持出む。此く持出往ば。荒潮の潮の八百道の。八潮道乃潮の

八百會に坐す。速開津比賣と云神。持加加呑む。此く加加呑ば。氣吹戸に坐す

氣吹戸主と云神。根國底國に氣吹放む。此く氣吹放ば。根國底國に坐す速佐

須良比賣と云神。持佐須良比失む。此く佐須良比失ば。今日より始て。罪と云

罪は在じと。今日の夕日の降の大祓に祓給ひ清給事を。諸所聞食と恐み恐

みも白す。

大
大
類
類
編
編

神靈は御聖と我學御怪命の聖原の國を安國不_レ所

(御二書等の要義を當此解説する所)

大正四年四月三日印刷
大正四年四月十一日發行

製復許不

氏神と氏子
正價金參拾五錢

著作者 鈴本武一

發刷行者

東京市芝區愛宕町三丁目二番地

印 刷 所

東京市神田區今川橋鍛冶町

發行所 誠之堂書店

東京市神田區鍛冶町四番地

宮内省修史官井上頼圓先生校閱

文學博士

井上頼圓先生校閱

神器新攷全

和裝本頗優美

定價郵稅共
金參拾九錢

(五四五〇壹振大) 替阪發賣所
風皇館 重三縣鈴貞村

國專大學は我家門宮井比傳國の御寶器たる三種神器の最上品なる事何更に要事な爲めに冠事の起原及び大易典等器の鑑予か來歴賢字の事など悉く題詠せしも所爲の如き本む文所纂臣てをも事以にな一其企圖は般れど皇位の神聖にましく深く、密なる校閲を斯道のむる事な

神宮大宮司子爵三室戸和光閣下題文

熱宮大宮司子爵三室戸和光閣下題文

神田神宮司角田忠行先生題詠文

宮内省修史官井上頼圓先生校閱

府縣鄉社明治神社誌料冊三
神宮官國幣社神大日本神名辭書
(附御歷代天皇御陵墓一覽表)
神宮官國幣社一覽
事代主神事蹟考
(附伊豆國附考)
御東征圖
古語拾遺講義本
事記讀義
註標神代記
神皇正統記
日本紀講義(神代卷)
神職試驗問題購義
神社法令遂條講義上
神社財產法講義合本
神社祭式行事作法講義
神社祭式作法
神社行
神社祭
新統
統一的
神社
神社
新法
式
纂
類
要
錄

郵正郵正郵正郵正郵正郵正郵正郵正郵正郵正郵正郵正郵正
稅價稅價稅價稅價稅價稅價稅價稅價稅價稅價稅價稅價稅價稅價
四三八六四二二二四二八六四四四三四三四四四四四三六五六二六三四二八八六六
十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五
錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢

二七七四京東替脈店書堂之誠區田神市京東所賣發
番九四九局本話電地番四町治鍛

324
442

終

